

# 官報号外 昭和三十九年三月十二日

○第四十六回  
会

参議院会議録第十号

昭和三十九年三月十三日(金曜日)

午前十時十九分開議

議事日程 第九号

昭和三十九年三月十三日

午前十時開議

第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(海外移住審議会委員)

第二 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(肥料対策審議会委員)

第三 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(壳春)

第四 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(國立近代美術館評議員会評議員)

第五 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(畜糞業振興審議会委員)

第六 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(畜糞業振興審議会委員)

第七 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(畜糞業振興審議会委員)

昭和三十九年三月十三日 參議院会議録第十号 議長の報告

第八 緊急質問の件

定による議決に關する件(米価審議会委員)

第九 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第一〇 地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第一一 遺言の方式に關する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求めるの件

第一二 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一三 昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一六 林業信用基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一七 アジア経済研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一八 電源開発促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一九 首都高速道路公団法の一

部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二三 地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二四 日程第十 地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二五 日程第二十 印紙税法の一部を改正する法律案

第二六 日程第二十一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

第二七 日程第十一 遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求めるの件

第二八 日程第一 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(海外移住審議会委員)

第二九 日程第二 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(壳春対策審議会委員)

第三〇 日程第三 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(肥料対策審議会委員)

第三一 日程第四 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(肥料対策審議会委員)

（蚕糞業振興審議会委員）  
一、日程第六 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(畜糞業振興審議会委員)  
一、日程第九 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)  
一、日程第七 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(米価審議会委員)  
一、日程第八 緊急質問の件  
一、日程第九 地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)  
一、日程第十 地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)  
一、日程第十一 遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求めるの件  
一、日程第十二 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
一、日程第十四 警察法の一部を改正する法律案  
一、日程第十五 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案  
一、日程第十六 林業信用基金法の一部を改正する法律案  
一、日程第十七 アジア経済研究所法の一部を改正する法律案  
一、日程第十八 電源開発促進法の一部を改正する法律案  
一、日程第十九 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案  
（國立近代美術館評議員会評議員）  
一、日程第五 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件  
（大倉精一君外五名発議）  
都市高速鉄道建設助成特別措置法案  
同日内閣から予備審査のため左の議案が提出された。  
よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。  
（大倉精一君外五名発議）  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、日程第十八 電源開発促進法の一部を改正する法律案  
一、日程第十九 首都高速道路公団法の一部を改正する法律案  
（國立近代美術館評議員会評議員）  
一、日程第五 國会法第三十九条但書の規定による議決に關する件  
（大倉精一君外五名発議）  
都市高速鉄道建設助成特別措置法案  
同日内閣から予備審査のため左の議案が提出された。  
よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

（大倉精一君外五名発議）  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件





同 文教委員 赤松 常子君	中尾 辰義君	横山 フク君
社会労働委員 徳永 正利君	藤原 道子君	佐藤 芳男君
予算委員 古池 信三君	鹿島守之助君	北條 勝八君
同日委員会において当選した理事は左の通りである。	古池 信三君	岩間 正男君
建設委員 渡谷 邦彦君	渡谷 邦彦君	山高しげり君
地方行政委員会 地方行政委員会	中尾 辰義君	小山邦太郎君
理事 石谷 憲男君 (市川房枝君) の補欠)	吉江 勝保君	井上 清一君
予算委員会 理事 亀井 光君 (徳永正利君) の補欠)	河野 謙三君	山本 杉君
同 大蔵委員 渡谷 邦彦君	中尾 辰義君	小山邦太郎君
建設委員 田畑 金光君	吉武 恵市君	吉江 勝保君
予算委員 同 決算委員 天田 勝正君	佐藤 芳男君	須藤 五郎君
内閣委員 古池 信三君	吉武 恵市君	同
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	横山 フク君	同
大蔵委員 渡谷 邦彦君	中尾 辰義君	同
建設委員 野上 進君	吉武 恵市君	同
予算委員 同 決算委員 中尾 辰義君	吉武 恵市君	同
運輸委員 田畑 金光君	吉武 恵市君	同
理事 奥 むめお君 (加賀山之雄) の補欠)	吉武 恵市君	同
同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。	吉武 恵市君	同
鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君発議)	吉武 恵市君	同
同日委員長から左の報告書が提出された。	吉武 恵市君	同
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案可決報告書	吉武 恵市君	同
地方交付税の総額の特例に関する法律案可決報告書	吉武 恵市君	同
海上衝突予防法の一部を改正する法律案	吉武 恵市君	同
運輸委員会に付託	吉武 恵市君	同
同日議長は、左の議員提案案を予備審査のため衆議院に送付した。	吉武 恵市君	同
の辞任を許可した。	吉武 恵市君	同
官報 (号外)	吉武 恵市君	同
遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書	吉武 恵市君	同
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案可決報告書	吉武 恵市君	同
の辞任を許可した。	吉武 恵市君	同
内閣委員 野上 進君	吉江 勝保君	同
大蔵委員 中尾 辰義君	河野 謙三君	同
建設委員 古池 信三君	吉武 恵市君	同
予算委員 渡谷 邦彦君	吉武 恵市君	同
運輸委員 田畑 金光君	吉武 恵市君	同
同 決算委員 天田 勝正君	吉武 恵市君	同
内閣委員 古池 信三君	吉武 恵市君	同
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	吉武 恵市君	同
大蔵委員 渡谷 邦彦君	吉武 恵市君	同
建設委員 田畑 金光君	吉武 恵市君	同
予算委員 同 決算委員 中尾 辰義君	吉武 恵市君	同
運輸委員 田畑 金光君	吉武 恵市君	同
理事 奥 むめお君 (加賀山之雄) の補欠)	吉武 恵市君	同
同日議員から左の議案が提出された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。	吉武 恵市君	同
鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(中村順造君発議)	吉武 恵市君	同
同日委員長から左の報告書が提出された。	吉武 恵市君	同
風俗営業等取締法の一部を改正する法律案可決報告書	吉武 恵市君	同
地方交付税の総額の特例に関する法律案可決報告書	吉武 恵市君	同
海上衝突予防法の一部を改正する法律案可決報告書	吉武 恵市君	同
運輸委員会に付託	吉武 恵市君	同
同日議長は、左の議員提案案を予備審査のため衆議院に送付した。	吉武 恵市君	同
の辞任を許可した。	吉武 恵市君	同
官報 (号外)	吉武 恵市君	同
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出)	吉江 勝保君	同
同日議長は、左の議案が提出された。去る九日議長において、左の常任委員	吉江 勝保君	同
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(藤田藤太郎君外三名発議)	吉江 勝保君	同
の辞任を許可した。	吉江 勝保君	同
官報 (号外)	吉江 勝保君	同
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出)	岩間 正男君	同
同日議長は、左の議員提案案を予備審査のため衆議院に送付した。	岩間 正男君	同
の辞任を許可した。	岩間 正男君	同
官報 (号外)	岩間 正男君	同



同日内閣から、左記の者を衆議院議員に任命致したいので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

衆議院議員 吉川 久衛

同 高田 富之

同 谷垣 専一

同 中澤 茂一

同 長谷川四郎

同 小山邦太郎

同 中田 吉雄

同 内閣から、左記の者を衆議院議員に任命致したいので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

参議院議員 木暮武太夫

同 長谷川四郎

同 小山邦太郎

同 中田 吉雄

同 内閣から、左記の者を衆議院議員に任命致したいので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

参議院議員 芳賀 貢

同 良岱川四郎

同 矢山 有作

同 内閣から、左記の者を衆議院議員に任命致したいので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

参議院議員 仲原 善一

同 良岱川四郎

同 矢山 有作

同 内閣から、左記の者を衆議院議員に任命致したいので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

参議院議員 淡谷 悠藏

同 鈴木三喜男

同 根本龍太郎

同 湯山 勇

○議長(重宗雄三君) 日程第一より第  
七までの「国会法第三十九条但書の規

定による議決に関する件」を一括して  
審議会委員に任命致したいので、国会法  
第三十九条但書の規定に基づき本院の  
議決を求める旨の要求書を受領した。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認  
めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、緊急  
会議の件、  
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認  
めます。

○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。

同人事院議員から、国家公務員に対する  
寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手  
当の支給に関する法律第四条の規定に  
基づく寒冷地手当等についての報告を  
受領した。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認  
めます。

○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。

○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。

内閣から、海外移住審議会委員に衆

議院議員田中龍夫君、田原春次君、永

田亮一君を、

党中央幹部審議会委員に衆議院議員井

村重雄君、小林進君、田中龍夫君、中

野四郎君、本島百合子君、山口シヅエ

君を、

党中央近代美術館評議員会評議員に衆

議院議員長谷川峻君、長谷川保君、本

院議員林屋龟次郎君を、

党中央畜産物価格審議会委員に衆議院議員

吉川久衛君、高田富之君、谷垣專一

君、中澤茂一君、長谷川四郎君、本院

議員木暮武太夫君、小山邦太郎君、中

田吉雄君を、

党中央畜産物価格審議会委員に衆議院議員

谷垣專一君、芳賀貢君、長谷川四郎君、

本院議員仲原善一君、矢山有作君を、

党中央畜産物価格審議会委員に衆議院議員

谷垣專一君、芳賀貢君、長谷川四郎君、

本院議員木暮武太夫君、小山邦太郎君、中

田吉雄君を、

党中央畜産物価格審議会委員に衆議院議員

谷垣專一君、芳賀貢君、長谷川四郎君、

本院議員木暮武太夫君、小山邦太郎君、中

田吉雄君を、

党中央畜産物価格審議会委員に衆議院議員

谷垣專一君、芳賀貢君、長谷川四郎君、

本院議員木暮武太夫君、小山邦太郎君、中

田吉雄君を、

党中央畜産物価格審議会委員に衆議院議員

谷垣專一君、芳賀貢君、長谷川四郎君、

本院議員木暮武太夫君、小山邦太郎君、中

田吉雄君を、

○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) この際、おはか  
りいたします。○議長(重宗雄三君) 三月三十日から四月五日まで、スイ  
ズのルツェルンにおいて開催される  
列國議会同盟本年度春季会議に、本院  
から烏山徳次郎君、加藤シヅエ君を派  
遣いたしたいと存じますが、御異議ござ  
いませんか。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
ます。

第二は、今次会談が当初よりアメリカの要請によつて、すなわちアメリカ極東戦略の必要性によつて開始され、その終結もまた東南アジアで失敗し中國封じ込めに狂奔するアメリカの軍事・経済上の要請、主導のもとに行なわれた点についてあります。この交渉は、日本、アメリカ、韓国、三国交渉といふ言い過ぎでないことは、経過が雄弁に物語っています。そこで、一、サンフランシスコ条約、日米安保条約の調印後で発効前、朝鮮戦争勃発後一年半、休戦会談の見通しがつかないときの一九五一年十月二十日、GHQの要請により開始されたのは事実であるか。その間の経緯。

二、その後、第一次会談が中断後、同大統領との会談で復活したこと、官

五三年一月、クラーク国連軍司令官のあつせんで李大統領の来日、同大統領

と吉田首相との会談で復活したこと、またいわゆる久保田発言のため中断

後、アリソン米大使の調停、ダレス国務長官の訪日、訪韓により、久保田發言の撤回となつて再開したこと、及び

本年一月二十九日、ラスク長官、朴大統領が共同声明を発しておりますが、

その中で「兩人は、韓日会談の交渉妥結

する必要がありますか。これは日本に対する不当な介入ではないかと思うのであります。この点について所見をお伺いしたいのであります。また、この

共同声明から見ましても、当然、常識的に、ラスク長官と總理または外務大臣との間に、日韓会談促進に關し話す

合いなり希望の表明なりが行なわれたと思われるのであります。この間の経緯を明らかにされたいのであります。また、U.P.I.が伝えるところによりますと、ラスク長官は、二月末、ア

メリカ駐在大使の武内大使を呼び、促進の要請をしたとあります。が、事実かどうか。

三は、アメリカ韓国間に現在米韓相互防衛条約があり、日米間に安保条約があります。日本、アメリカ、韓国三角形の二邊に軍事同盟があり、この強化が必然である以上、他的一邊である日韓にもさらに強く軍事的色彩が加わる危険性があることは、十分考えられるのであります。朴大統領は一月十日の年頭教書で、アメリカとの軍事

紐帶強化、集團安全保障体制の強化、軍装備の現代化をうたつております。

現在、國連軍はアメリカの指揮する軍隊であり、韓国全軍の作戦指揮権

は、韓日両国のみならず全世界の利益に大きく貢献するものであることに全

く意見を同じやうした」と言つてゐるのを御承知でありますか。日韓の問題

は、日本と韓国の問題でありますのに、なぜアメリカがかかる共同声明を

する場合を想定し、答えていただきたいと思います。

四、次に外相にお尋ねしますが、エコノミスト二月四日号、「アジアの中

の日本・太平洋にきく」という中

基本的見解において、「我が國をめぐる武力戦の契機と様相」の項で、次の

ようによつてあります。「極東特に朝鮮に武力紛争等が起るとき、その規模

によっては、後方支援遮断のため海空輸送路を攻撃し、更に状況によつては

支援発起点等攻撃に拡大することがあ

り得る」——これは明らかに朝鮮の国内紛争に対する武力介入を意味してい

るのであります。こんなことを總理は認めるのであります。かかることは、憲法違反ではないか、はつきりさせてお

いたきたいと思います。國連軍から認められたときには、朝鮮を独立させるときに、なぜちゃんととしてお

かなかつたのか」と述べておりますが、この意味特に、「ちゃんととしてお

かなかつた」といのちには、いかなる事実をさして言うのですか。親米反日の

李承晚政権を成立させ、日本と争わせ、いまにしてあわてふためくアメリカ

に對する、外相の精一ぱいの悲しき抵抗を示したものではありませんか。

また、「両国に反対意見が強いが」との間に對し、「だから、十二、三年

党山本幸二氏の質問に対し、「もちろん、われわれは、北鮮におきます朝鮮

民主主義人民共和国の、いわゆる一つの政権としての存在は認めておりま

す。その政権が存在することを頭に入れて日韓交渉をしておるのでございま

す。その具体的意味。總理は、韓国憲法第四

条において、その主権は朝鮮半島全部に及ぶと書いてあります。が、この韓

國憲法を否定するのであるか。韓國の主権をどの範囲まで認めるのか。また

韓國に請求権を認める以上、朝鮮民主主義人民共和国にも請求権を認めるの

かどうか。

三、日本からの無償有償の協力は、具体的にいかなる形をとるか。朴大統領の年頭教書の外貨対策の項では、こうあります。「軍納用原資材輸入は一般輸入より優先的に配定する」とあります。しかば、日本の経済協力は当然韓国の軍事力増強を主目的とし、これに奉仕するものではないか。ことに日韓会談成立を待望する日本、アメリカ、韓国三国のねらいがあり、われわれの反対する大きな根拠がございます。特に、外貨が極度に不足し、ドルの援助が減少している韓国としては、日本の外貨によりこれを軍事力増強に使用するのは目に見えております。政府は、経済協力を純経済援助だけに限つてゐる。あるいは何に使用しようがかまわないのか。この点を明らかにしていただきたいと思います。

質問の第四点は、漁業問題に関するものです。これは本来、日韓会談と切り離しても論すべきものでございませんが、目下、閣僚会談が進行中でありますから、赤城農林大臣から、これに臨む基本的な態度、特に日本として譲歩し得る限界線の内容と、これを越えてまでまとめるのかどうかを、最初にお伺いしたいと思うのであります。

細目にわたりますと、一、専管水域をきめる基線の引き方、二、専管水域の範囲、三、共同規制区域の範囲といふ異なる方法で決定するのか。また、

共同規制の方法——これには規制違反漁船の裁判管轄権や、日韓漁業共同委員会の権限を含みます。四、韓国に対する漁業協力費等、経過と問題点を詳細にお聞きしたいのです。

日韓の漁業協定については、李ライ

ンの撤廢が前提であると考えるのであります。この点の主張は通つたのか。通る見込みか。李ライン設定以来のこれにより不法な拿捕が行われましたその損害の数字の内訳、これに対する損害賠償の請求はどうなつてゐるか。総額七十余億円といわれる損害が、単なる特殊保険、予備費からの救済措置で解決できるものではありません。この損害をどうするのか、うやむやにしておいたまつた。

また、専管水域と領海とは違うのではないか。韓国の領海はどこまで考へるか。専管水域への入会権の主張は十分心得てると、井手さんの質問であります。これは本来、日韓会談と切り離しても論すべきものでございませんが、目下、閣僚会談が進行中でありますから、赤城農林大臣から、これに臨む基本的な態度、特に日本として譲歩し得る限界線の内容と、これを越えてまでまとめるのかどうかを、最初にお伺いしたいと思うのであります。

第五点は、法的地位の問題であります。法的地位の問題は、在日朝鮮人にとつて非常に重要であります。永住権許可の範囲、強制退去問題等、現在の点に意見の一一致または相違があるのか。特に国籍の問題について、日韓会談に伴い在日朝鮮人六十万の国籍を

これら全部に協定を適用しようとするのか。当然のことながら、韓国人と朝鮮人との間に、各種の待遇に関し一切の差別をしないと約束できますか。また、この機会に韓国籍を強要することはないか。

また、北朝鮮との往来が問題になります。自民党の諸君をも含め、大きな国連運動となり、現在、二十の都道府県、八百八十九の市町村がその往来を認めよとの決議を行なつております。これは決して政府の育うがごとき政治運動ではありません。在日朝鮮人が、北朝鮮に居住する肉親の病氣見舞いや墓参りをしていただきたい。

また、車管水域と領海とは違つてゐないか。韓国の領海はどこまで考へるか。専管水域への入会権の主張は十分心得てると、井手さんの質問であります。これは本来、日韓会談と切り離しても論すべきものでございませんが、目下、閣僚会談が進行中でありますから、赤城農林大臣から、これに臨む基本的な態度、特に日本として譲歩し得る限界線の内容と、これを越えてまでまとめるのかどうかを、最初にお伺いしたいと思うのであります。

第五点は、法的地位の問題であります。法的地位の問題は、在日朝鮮人にとつて非常に重要であります。永住権許可の範囲、強制退去問題等、現在の点に意見の一一致または相違があるのか。特に国籍の問題について、日韓会談に伴い在日朝鮮人六十万の国籍を

動について、事実を正確に踏まえた上

で静かな話し合いをしたいと答弁します。

平和に逆行し、韓国の軍事力で強めに狂奔する……。

○議長(重宗雄三君) 植田勇人君とお答えいた

ります。平和に逆行し、韓国の軍事力で強めに狂奔する……。

さて、これが成立を阻止する決意あります。平和逆行し、韓国の軍事力で強めに狂奔する……。

○議長(重宗雄三君) 植田勇人君とお答えいた

ります。平和逆行し、韓国の軍事力で強めに狂奔する……。

○議長(重宗雄三君) 植田勇人君とお答えいた

ります。平和逆行し、韓国の軍事力で強めに狂奔する……。

一五四



法上当然の日本に与えられた権能であると思っております。人権に関する世界宣言におきましても、「何人も、自由を含むいすれの国をも去り及び自國に帰る権利を有する。」これは自国民の帰國の権利については言及いたしておりませんけれども、外國人のそれには言及されていないことは、御案内のとおりであります。私どもはこう立場に立ちまして、わが國の國益を判断しながら、この問題について検討をいたまいたしてはいるわけでございまして、私どもは、在日朝鮮人ばかりでなく、在日外国人に対し、世界各国から見て、十分評価に値するだけの待遇を与えていたる民主国家であると自負いたしているわけございまして、この問題につきましても公正に考えて検討してまいりたい、こいねがわくは、あのよろな組織的な運動を展開される必要はない毛頭ないのではないかというふうに私は考えております。(拍手)

ましても、御承知のように、ブルガニン・ライン等がありましたが、条約ができます。特に李承晩ラインは、前提として、撤廃しなければ、漁業交渉の中に入つていけないわけでござります。そこで、それを前提として、しかばにういうふうにしたらしいかということを約を結んでいる例は、いま申し上げてございますが、魚類の持続的な維持をしてゆくというために漁業問題で各々の間では、国交が回復しております。したように、ソ連ともやつておりますし、あるいは日本とアメリカ、カナダの関係もあります。あるいは中共との間では、民間の漁業協定ができるなります。そういう意味におきまして、魚類の持続的維持をするということから、この問題も解決していくかなくちやならないです。そういう意味におきまして、兩方が公平で合理的で、そうして実施可能な方法で、魚類の維持保存をしてゆくということになりますが、その前提として、これまた、どういう場所でやります。その基線を引く必要があるのです。その基線を引く方等につきまして、私どもは、国際条約あるいは国際慣例に従つて、その国の低潮線を

基点として線を引くべきだ。こういう主張でござりますけれども、国際条約あるいは国際慣習等にありまするようになりますので、この韓国との関係において直線基線で引いてもいいということをおきまして、西海岸及び南海岸非常に入り組んでおりまして島が多いところは、直線基線を引いて、それから専管区域をはかつてゆくということも、これはやむを得ない問題じやないかと、こういうふうに考えております。で、その基線から十二海里を専管水域とするということですが、これはもう国際法上、国際慣例上も大体それできまっておりますが、韓国側は四十海里ということを主張いたしております。で、私のほうといたしましては、十二海里以上を出るということは絶対承服し得ない、こういふ態度で進めておりますが、大体まあ、そういう線を押し通すことができるのではないかと思いまます。しかし、その線の引き方等につきまして一致しない面がござります。その十二海里の外側に共同規制の——これは公海でござりますけれども、そこへ共同規制区域を設ける必要があらうか、こういうことで進めておりますが、それにつきましては、船の數と保存ができるような、公平な、合理的な、実施可能な線でこれを進めていくことという進め方をいたしておきます。

それから、取り締まり及び裁判管轄権はどうなるかということでおきましては、沿岸国がこれを持つておる。専管水域外におきましては、漁船の旗国、つまり旗をつけておる国がそれをこれを持っておるというのが国際先例でございます。専管区域内に入会権を認めめた場合、そういう点等もあります。これは国際先例を十分考慮の上、その線をはずれないように措置していくたいと、こういうふうに考えております。

それから、漁業協力についてはどうかということでござりますが、これは、先ほど外務大臣から、前々大体話し合いでできておる無償三億ドル、有償二億ドル、そのほかに民間の信託供与ということで、その他相当額の民間信用供与ということに話がなつていますが、その一部として漁業協力を行なうということで、その額等につきましては、まだ詰め合っておりませんが、そういう方法でやっていきたいと思っております。

それから、李ライインができましてから、非常に拿捕されたり、損害を日本で受けております。どれくらいかということをございますが、現在までに、総計三百十八隻拿捕されて、そのうち、未歸還のものが百八十三隻あります。また、乗組員負の合計は、三千八百十七人が抑留されておりました

が、現在抑留中の者はございません。  
そこで政府といたしましては、從来から、拿捕のつど、これに伴う損害賠償請求権を留保しておるのでござりますが、現在継続中の日韓の交渉におきまして、この拿捕船の損害賠償請求権の問題も、漁業問題の一環として解決していただきたい、こういうふうに考えております。(拍手)  
〔稲葉誠一君発言の許可を求む〕  
○議長(重宗雄三君) 稲葉君、何ですか。  
○稲葉誠一君 答弁漏れが山のようにあります。答弁漏れが非常に多いんです。  
「委員会でやれ」「議長、議事進行」と呼ぶ者あり  
（趣旨説明）  
兩案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。田中大蔵大臣。  
〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕  
○國務大臣(田中角榮君) 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。  
政府は、今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租

税制度を確立するため、一昨年税制調査会を設け、鋭意検討を加えてまいりましたが、昨年末、同調査会から、最近における経済情勢の推移に応じて、現行税制につき、さしあたって改正を必要とする事項について、昭和三十九年度の税制改正に関する臨時答申を得たのであります。その後、政府におきましては、同答申を中心にして、昭和三十九年度の税制改正に関する臨時答申を得ました。中小所得者に重点を置いて、所得税の負担を軽減するとともに、当面要請される企業資本の充実と設備の更新を促進し、産業の国際競争力の強化に資する等のための措置を講ずることとし、国税において平年度千三百七十億円程度の減税を行なうこととしたのであります。これらの税制改正した次第であります。

まず、所得税法の一部を改正する法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

所得税については、まず、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をはかることとしております。すなわち、基礎控除を現在の十一万円から十二万円に、配偶者控除を現在の十万五千円から十一万円に、それぞれ引き上げることとするほか、五万円の扶養控除額が適用される年齢区分を、現在の十五

歳以上から十三歳以上に引き下げてその範囲の拡大をはかるとともに、十三歳未満の扶養親族の扶養控除額についても、現在の三万五千円を四万円に引き上げることとしております。また、最近における給与支給額の上昇等を考慮して、専従者控除について、青色申告者の場合は、年齢二十歳以上の専従者の控除限度額を現在の九万五千円から十五万円に、二十歳未満の専従者の専従者の控除額を現在の七万五千円から九万円に、それぞれ引き上げることとするほか、特に給与所得者の負担の現状に顧み、給与所得控除について、定額控除を現在の一円から二万円に、控除限度額を現在の十二万円から十四万円に、それぞれ引き上げることとしております。

以上申し述べました諸控除の引き上げにより、夫婦子三人の計五人家族の標準世帯を例にとりますと、所得税で課されない所得の限度は、給与所得者では現在の約四十三万円までが約四十八万円までに、事業所得者のうち、青色申告者については現在の約三十九万円までが約四十三万円までに、白色申告者については現在の約三十三万円までが約三十七万円までに、それぞれ引き上げられることになるのであります。

次に、退職所得の特別控除額について、現在、在職期間の年齢区分に応じて、

て控除額に差が設けられているのを、年齢区分を廃止して一律に勤務一年につき五万円に引き上げるほか、住宅または家財について支払った損害保険料について、保険期間等が十五年末満の短期の火災保険の場合は二千円を、保険期間等が十五年以上の長期の建物更生共済等の場合は五千円を、それぞれ限度としてこれを課税所得から控除する損害保険料控除制度を創設することとし、なお、生命保険料控除の限度額、譲渡所得等の特別控除額、寄附金控除の控除対象限度額等についても、それぞれその引き上げをはかることといたしております。

その他、所得稅制の整備合理化措置の一環として、短期保有の資産の投機的な譲渡による所得に対する課稅について、半額課稅等の方式をとらないこととする等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

第一は、輸出所得の特別控除制度は、本年三月末にその適用期限到来と同時に廃止するわけでありますが、国際収支の安定改善をはかることが緊要でありますので、この際、企業の国際競争力の強化等に資するため、次の措置を講ずることとしております。

その一は、輸出割り増し償却制度について、その適用期限を三年間延長するとともに、普通償却範囲額に輸出割合を乗じた額の八〇%相当額を割り増し償却の範囲額とすることとし、制度の拡充と簡素合理化をはかることがあります。

その二は、技術輸出所得控除制度につき、その適用期限を五年間延長するとともに、取引基準にかかる控除割合とともに、取引基準にかかる控除割合を海外への技術提供による収入金額の五〇%から七〇%に引き上げ、さらにその適用対象に对外支払い手段を対外支払いとするコンサルティング業務の収入及び輸出貨物の運送その他对外支払い手段を対価とする運送業務の収入を含め、この場合の取引基準にかかる控除割合を、それぞれ収入金額の二〇%または三〇%とすることとなります。

その三は、海外市場の開拓に必要な特別の支出に備えるため、昭和三十九年四月一日から五年の間、商社については輸出取引額の〇・五%、製造業者については輸出取引額の一・五%相当額の損金算入を認める海外市場開拓準備金制度を創設することとあります。なお、この準備金にかえ、中小企業が共同して行なう市場調査費用等に充てるため、特設の商工組合についても中小企業海外市場開拓準備金制度を創設することとしておりま

日から五年の間にに行なわれる新開発地域に対する特定の投資について、その取得価額の二分の一相当額以下の金額の損金算入を認める海外投資損失準備金制度を創設することになります。

第二は、企業の資本充実に資する見地から、支払い配当に対する法人税率を二八%から二六%に引き下げるところに、年所得三百万円以下の部分に対する支払い配当及び特別法人の支払に配当に対する法人税率も、これに準じ、それぞれ引き下げるとしておりまます。なお、配当受け取り株主の益金不算入割合及び配当控除割合は現行どおり据え置くこととしたしております。

第三は、資本市場の育成に資するため、新たに次の措置を講ずることとしたしております。

その一は、証券投資信託の収益分配金について、昭和四十年三月三十一日までに支払われるものに対し、五%の税率による源泉分離課税方式を採用することとなります。

その二は、証券取引において生ずる事故についての証券業者の補償責任の明確化をはかる措置の一環として、昭和三十九年四月一日から五年の間、株式数を基準として一定割合で計算した金額の損金算入を認める証券取引責任準備金制度を創設することになります。

第四は、科学技術の振興に資するため、従来から設けられている試験研究費

用機械設備等の特別償却制度を統合して、昭和三十九年四月一日から三年の間に取得した開発研究機械等については、初年度において取得価額の九五%相当額を償却することとするほか、鉱工業技術研究組合に対する支出金の特別償却制度について、その償却割合を初年度七〇%、自後二年間にそれぞれ一五%とする現行制度を初年度一〇〇%とする制度に改め、さらに、重要国産技術の開発に資するため、国产一号機の取得につき初年度三分の一の特別償却制度を創設することいたしました。

第五は、以上述べましたもののほかに、特別償却制度について次のようないしを講ずることとしております。

その一は、住宅建設の促進に資するため、現行の新築貸家住宅の割り増し償却制度について、その適用期限を昭和四十二年三月三十一日まで延長するとともに、昭和三十九年四月一日から三年の間に新築したものについては、その割り増し率を現行に比しそれぞれ十割ずつ増加することいたしております。

その二は、工業用水法に規定する井戸から工業用水道への強制転換施設につき、初年度三分の一の特別償却制度を創設することとあります。

その三は、現行の重要な産業用合理化機械の特別償却制度につき、その償却割合を初年度三分の一から四分の一に縮減することとあります。

第六は、海運業再建整備に伴う措置の一環として、船舶の減価償却に関する実施中は、船舶についての償却不足額の打ち切りを行わないこととするほか、その整備計画に基づく合併等に際しては、償却不足額の引き継ぎを認めることとしたのであります。

第七は、協同組合に対する課税の特例といたしまして、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合及び商工組合等のうち、一定の要件に該当するものに對しては、留保金が出資の四分の一に達するまでは、昭和三十九年四月一日から五年の間に終了する各事業年度における留保所得の二分の一について、法人税を課さないことをとする制度を創設することとしております。

第八は、医療法人に対する課税の特例として、医療法人のうち、その事業が公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的な運営がなされるものとして大臣の承認するものについては、その所得に対する法人税率を、現行年二百万円超三八%、年二百万円以下三三%から、一律に二八%に輕減することといたしております。

第九は、法人の交際費の損金不算是制度の改正であります。

すなわち、この制度の適用期限をさらに三年間延長するとともに、最近における交際費支出の状況にかえりみ、

その控除額を、現在の年三百万円と資本金額等の千分の一との合計額から年四百万円と資本金額等の千分の二・五との合計額に引き上げるとともに、損金不算入割合を二〇%から三〇%に引き上げることといたしております。

第十は、贈与税の課税の特例であります。農業を經營する個人が推定相続人に農地を贈与して、その農業經營を行なわせる場合には、一定の条件のもとに、贈与税の納期限の延長を認めるとともに、その後相続があつたときも、その農地を相続財産に含めて相続税を課すこととし、贈与税との調整を行ないます。

最後は、昭和三十八年度末に期限到来する特別措置のうち、特定期限についての期限の延長であります。すなわち、航空機の通行税の軽減措置については一年、増資登記に対する登録税の軽減措置等については三年と、それぞれその適用期限を延長することといたしております。

以上、これらの法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)  
**○議長(重宗雄三君)** ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。柴谷要君。  
**[柴谷要君登壇、拍手]**  
**○柴谷要君** 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されまし

た租税二法に対し、総理大臣並びに大臣に対し質問をいたさんとするものであります。このたびの減税案は公約の違反ではないであります。

まず最初にお伺いいたします点は、いかということであります。

このたびの減税案は公約の違反ではないであります。

政府は、さきの総選挙で、特に物価問題と並んで減税を重点施策に取り上げ、所得、地方、企業の減税を重視にいたしましたが、ふたをあけてみると、表面的には、国税で平年度千三百七十億円、初年度千四百二十五億円と、公算を果たしたかのようにつじつまを合わせておますが、現実は、ガソリン税及び鉄油引取税の増徴等により、実質減税規模は、来年度国税で七百八十億円、地方税と合わせても千二百十億円にすぎないのであります。しかし答申には全然あらわれていない十三作の大企業優遇の租税特別措置を含めての話であります。二千億減税に拍手を送った労働者に対する所得税減税は、初年度わずかに六百四十九億円に削られたのであります。この結果、国民所得に対する租税負担率は、三十八年度の二二・五%から一挙に二二・二%になりました。このことは、開放経済体制に備えて企業の国際競争力を増すためには、税の不公平などの理論は言つておられないといふことだけでありましょ。

申すまでもなく、現在、国民が減税を希望しておりますのは、何より国民の税負担が、大衆所得について見る限り、戦前に比べても外國に比べても绝对的に重い。国税、地方税、さらには、所得課、地域課を通じて、負担が著しく不均衡であることでございま

す。物価高に伴う名目的所得増による実質増税が放置されているという現実に根ざしているのであります。このようない観点から、今回の減税は何より所得税を中心にして置くべきではないかと思ひます。

さらに、来年度は、前年の当初予算に対し、六千八百二十六億円という史上最大の自然増収を見込んでいることあります。これは、予算の自然増選挙政策のあと始末などのための財源難から、ぎりぎり一ぱいに歳入を見積もった結果であります。この自然増収というのは、真に国民の所得が向上したから生じた増収ではなく、物価高騰に伴う名目所得の増加に基づく税金の取り過ぎ分であります。国民生活の実態からは遊離した増収であります。これを限度一ぱいまで見込み、減税回復を極力抑え、残りを全額歳入増に組み込むことは、さなぎだに、これまでの積極財政、オーバー・ローン政策の行き過ぎから経済危機を招いているときだけに、ますますインフレ的傾向を助長するものであると言わなければなりません。自然増収は、これを全部国民に返すのが当然であり、この際思ひ切って所得税減税を実施すべきであると思うが、大蔵大臣の御所見を承ります。さらに、税制調査会の答申を政府はどのように受けとめているか、お伺いいたしたいのであります。單なる目安

にすぎないのかどうか、お答えをいただきたいのであります。

第三に、所得税の課税最低限についてお伺いをいたします。

本改正案によりますと、夫婦子供三人の標準世帯のサラリーマンの課税最低限は、三十九年度四十七万一千三百七十七円、独身者では十七万二千九百三十五円となつてゐるのであります。これは、三十五年に比べまして約三〇%減税になつておられます。しかしこれは、昨年度において税制調査会から、特に物価上昇による実質増税の調整の必要性が強調され、三十八年度は約三〇%の実質増税になるので、この分だけは調整すべきだと、わざわざ「調整」と断つて答申したにもかかわらず、政府は、財源難を理由に、これを半分に削り、かえつてその分を利子配当課税の軽減に回して、批判を浴びたことも、記憶に新しいところであります。そのため、昨年来の物価高騰、そしてさらに三十八年度において実績見込み七・二%、三十九年度四・二%の上昇が見込まれ、勤労者の税負担が増加の一途をたどつてることを考え合せますと、今回の政府の減税は、单に、昨年改正すべき分の穴埋めとしての税法上の減税にすぎないのであります。国民負担は一向に下がらないのです。しかも、今回の課税最低限の基礎となつておられます計算は、税制調査会の資料によりますと、

成年男子一日当たりの食費百五十円四錢を基礎としたマーケット・バスケット方式により計算されてるのであります。一休、一日百五十円で生活できることのないようにあります。この結果、最低生活費には課税すべからずといふのであります。

そこでお伺いしたい点は、所得税における課税最低限は、税調の割合だけでも示していただきたいのです。

さらに、今回の課税最低限は、税調の答申を下回るものとなつた理由として、給与所得控除の切り下げが行なわれているのですが、切り下げの根拠をお示し願いたいのであります。

第四に、租税特別措置につきましては、これまでたびたび整理改廃が論議され、税制調査会でもこれまで整理を主張しているのであります。昨年十月四日に出された基礎問題小委員会中間報告におきましても、この問題を取り上げ、「租税特別措置は、負担公平原則や、租税の中立性を阻害をし、総合累進税率構造を弱め、納税者のモラルに悪影響を及ぼすなど、多くの欠点があるから縮小すべきである」と述べ、さらに「現行特別措置のうち最も弊害が大きいものは、利子配当課税の特例、有価証券譲渡所得の非課税等、資産所得に対するものであり、これらの特別措置が財蓄性の制度自体が固定化し、既得権化し、拡大の一途をたどつているということは、その政策効果そのものよりも、その制度によっても低くなつていてあります。これらの特別措置につきまして重要なことは、その政策効果そのものが、そのまま大きな事実を見のがすことはできません。特別措置は、シャウブ勧告以降の激動期の日本経済を強めるため

税すら行なわれていないのではないのか。一体、所得税における減税は、物税を基礎としたマーケット・バスケット方式により計算されておられます。一休、一日百五十円で生活できるといふのであります。この結果、最低生活費には課税すべからずといふのであります。

第五に、所得税の課税最低限についてお伺いをいたします。

本改正案によりますと、夫婦子供三人の標準世帯のサラリーマンの課税最低限は、三十九年度四十七万一千三百七十七円、独身者では十七万二千九百三十五円となつてゐるのであります。これは、三十五年に比べまして約三〇%減税になつておられます。しかしこれは、昨年度において税制調査会から、特に物価上昇による実質増税の調整の必要性が強調され、三十八年度は約三〇%の実質増税になるので、この分だけは調整すべきだと、わざわざ「調整」と断つて答申したにもかかわらず、政府は、財源難を理由に、これを半分に削り、かえつてその分を利子配当課税の軽減に回して、批判を浴びたことも、記憶に新しいところであります。そのため、昨年来の物価高騰、そしてさらに三十八年度において実績見込み七・二%、三十九年度四・二%の上昇が見込まれ、勤労者の税負担が増加の一途をたどつてることを考え合せますと、今回の政府の減税は、单に、昨年改正すべき分の穴埋めとしての税法上の減税にすぎないのであります。国民負担は一向に下がらないのです。しかも、今回の課税最低限の基礎となつておられます計算は、税制調査会の資料によりますと、

成年男子一日当たりの食費百五十円四錢を基礎としたマーケット・バスケット方式により計算されてるのであります。一休、一日百五十円で生活できることのないようにあります。この結果、最低生活費には課税すべからずといふのであります。

そこでお伺いしたい点は、所得税における課税最低限は、税調の割合だけでも示していただきたいのです。

さらに、今回の課税最低限は、税調の答申を下回るものとなつた理由として、給与所得控除の切り下げが行なわれているのですが、切り下げの根拠をお示し願いたいのであります。

第四に、租税特別措置につきましては、これまでたびたび整理改廃が論議され、税制調査会でもこれまで整理を主張しているのであります。昨年十月四日に出された基礎問題小委員会中間報告におきましても、この問題を取り上げ、「租税特別措置は、負担公平原則や、租税の中立性を阻害をし、総合累進税率構造を弱め、納税者のモラルに悪影響を及ぼすなど、多くの欠点があるから縮小すべきである」と述べ、さらに「現行特別措置のうち最も弊害が大きいものは、利子配当課税の特例、有価証券譲渡所得の非課税等、資産所得に対するものであり、これらの特別措置が財蓄性の制度自体が固定化し、既得権化し、拡大の一途をたどつているということは、その政策効果そのものが、そのまま大きな事実を見のがすことはできません。特別措置は、シャウブ勧告以降の激動期の日本経済を強めるため

ものであります。期限がくれば当然廢止させねばならないものであります。しかも、このように不合理きわまる特別措置はこれを廢止するといふ原則に立つて、大胆に整理すべきが当然であります。特に投資信託配当分離課税などを改め、負担公平の原則に立つて、総合課税の確立をはかるお考えがあるかどうか、明らかにしていただきたいのであります。

最後に、私は、政府の税制改正に対する根本的方針及び税制調査会に対する政府の態度につきましてお尋ねをいたしたいのであります。

現在の税制は申すまでもなく所得再分配の機能を期待しているということです。特に、現在のように大企業中心の高度成長政策の結果、重大なるひずみが生じておりますときは、とりわけ社会的観点からの税制改正が最も重要と思われるのです。しかし政府は、相交わらず不労所得、資産所得優遇の税制をとり繕い、むしろ格差を拡大させているという事実を見のがすことはできないのであります。單に小手先だけの改正では、大衆課税の解消は困難なところに追い込まれており、逆にかえって格差の拡大、税体系の混乱を導く結果となっている

のを加えるなど、税調を隠れみのとしでいるきらいがないであります。私はこれをか。政府は、税制調査会をどのような認行なう意思があるかどうか、お尋ねをいたしたいのであります。

私の質問の要旨は、總理大臣に対し、私の質問を終わる次第でございます。(拍手) 〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕 ○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。今回の減税は公約に違反しているというお話でございます。私は、公約違反していない、あるいは当初の公約以上に減税していると考えております。御承知のとおり、前の臨時国会では千七、八百億円、まあ二千億近い減税と言つたのでござります。その後、選挙中に二千億円、そして結果は二千億円をこえる平年度の減税でございますから、公約よりも、もっと多いと言つても支障ないくらいの減税でござります。

また、次の話の、減税が少ないとかなんとか言われますが、過去十二、三年間に、日本ほど減税した国がどこにござりますか。減税をしながら社会保障をどんどんしている国が世界のどこにござりますか。世界の人は日本の奇跡、ことに毎年減税をやるのは、どこの日本のかいわゆる奇術があるのかと、ふしががつてゐるぐらゐ。しかし、私は税負担が国民所得の二二・一とか、二二・八と限るべきではない。やはり一人当たりの国民所得がどうふえていったか。そして今後どうしてまいりたいと思つております。いま四十八万円の免税点といふことにつきまして六十万円というお話をございまが、東京に住んでおられる五人家族

官報(号外)

は、それよりも社会保障のほうへ向けて、二千二百五十億円ぐらいになります。大体七十万円以上の人人がより多く減税になるような案でござりますので、私は今後もできるだけの減税をしてまいりたいと思つております。また、税制調査会はこうした意

思がおありかどうか、お伺いをいたしました。政府は、税制調査会の答中のうち、都合の悪いものは削り、新たなもの立場から、いまこそ政府は大衆生

るものであります。期限がくれば当然廢止させねばならないものであります。しかも、このように不合理きわまる特別措置はこれを廢止するといふ原則に立つて、大胆に整理すべきが当然であります。特に投資信託配当分離課税などを改め、負担公平の原則に立つて、総合課税の確立をはかるお考えがあるかどうか、明らかにしていただきたいのであります。

現在の税制は申すまでもなく所得再分配の機能を期待しているということです。特に、現在のように大企業中心の高度成長政策の結果、重大なるひずみが生じておりますときは、とりわけ社会的観点からの税制改正が最も重要と思われるのです。しかし政府は、相交わらず不労所得、資産所得優遇の税制をとり繕い、むしろ格差を拡大させているという事実を見のがすことはできないのであります。單に小手先だけの改正では、大衆課税の解消は困難なところに追い込まれており、逆にかえって格差の拡大、税体系の混乱を導く結果となっている

のを加えるなど、税調を隠れみのとしでいるきらいがないであります。私はこれをか。政府は、税制調査会をどのような認行なう意思があるかどうか、お尋ねをいたしたいのであります。

私の質問の要旨は、總理大臣に対し、私の質問を終わる次第でございます。(拍手) 〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕 ○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。今回の減税は公約に違反しているというお話でございます。私は、公約違反していない、あるいは当初の公約以上に減税していると考えております。御承知のとおり、前の臨時国会では千七、八百億円、まあ二千億近い減税と言つたのでござります。その後、選挙中に二千億円、そして結果は二千億円をこえる平年度の減税でございます。御承知のとおり、前回の臨時国会では千七、八百億円、まあ二千億近い減税と言つたのでござります。その後、選挙中に二千億円、そして結果は二千億円をこえる平年度の減税でござります。

また、次の話の、減税が少ないとかなんとか言われますが、過去十二、三年間に、日本ほど減税した国がどこにござりますか。減税をしながら社会保障をどんどんしている国が世界のどこにござりますか。世界の人は日本の奇跡、ことに毎年減税をやるのは、どこの日本のかいわゆる奇術があるのかと、ふしががつてゐるぐらゐ。しかし、私は今後もできるだけの減税をしてまいりたいと思つております。いま四十八万円の免税点といふことにつきまして六十万円というお話をございまが、東京に住んでおられる五人家族



# 官報(号外)

は、青色申告の場合、二十歳以上が十五万円、二十歳未満が十二万円となつております。この立場から考えますと、かりに、三十歳前後の家族構成を持つ家族従業員に対しましても、月額一万二千五百円程度の報酬しか認めないという計算になると思うのでござります。特に、中小企業の多いわが国にとりましては、個人経営の形態をとっているものがほとんどであります。所得税も、法人税の場合と同じように、負担公平の見地から改正し、個人形態式として、従来の配偶者控除の方式をやめ、課税所得を事業主と配偶者とに二分し、それそれに税率をかけて税額を算出し、その合計をもつて所得税額を算出するのが合理的ではないかと考えるのでござります。

第三に、政府は、三十九年度の税制改正にあたりまして、消費者物価は四・二%の上昇になるという経済見通しを立てておられるようであります。

ましても、たとえば三十八年度においては、経済成長率は八・一%、消費者物価は二・八%の増となるという見通しを立てながら税制改正を行ないましたが、現実には、成長率は一三・六%、物価上昇は七・二%と、大きな見込

は、青色申告の場合、二十歳以上が十五万円、二十歳未満が十二万円となつております。この立場から考えますと、三十歳前後の家族構成を持つ家族従業員に対しましても、月額一万二千五百円程度の報酬しか認めないという計算になると思うのでござります。特に、中小企業の多いわが国にとりましては、個人経営の形態をとつてあるものがほとんどであります。所得税も、法人税の場合と同じように、負担公平の見地から改正し、個人形態式として、従来の配偶者控除の方式をやめ、課税所得を事業主と配偶者とに二分し、それそれに税率をかけて税額を算出し、その合計をもつて所得税額を算出するが、理想的ではないかと考えるのでござります。

第三に、政府は、三十九年度の税制改正にあたりまして、消費者物価は四・二%の上昇になるとい

うる見通しであります。三十八年度においては、成長率は八・一%、消費者物価は二・八%の増となるとい

うる見通しであります。

第四に、ただいま柴谷議員から質

問がございましたが、税負担率について、かなりの議論があるようでござります。従来、政府が基本的な方針としとろが、過去の実績を振り返ってみて、かかるべきであるようでござります。従来、政府が基本的に押えるといふて、大体二十%程度に押えるといふてございましたが、最近では、たゞいまでのございましたが、最近では、たゞいまの経理の御答弁ともございましたが、現実には、成長率は一三・六%、物価上昇は七・二%と、大きな見込

み違いで生じております。これらのことを考へ合わせますと、三十九年度

に至りましては、予想されるのであります。もし、物価上昇が四・二%をとれるようなことになりますと、実質的にはせいかく

の減税の効果がなくなり、むしろ、課

税最低限が最低生計費に食い込み、重

い税負担になると考えられるのであります。

第五に、中山会長がこの点を強調してい

るようでございます。三十八年度にお

いては二一・五%と上昇いたしました

た。また、三十九年度では、平年度二

千億円という戦後最大の減税をうたつ

ておりますが、租税負担率は、先ほど

申し上げましたように、二二・二%に

はね上がっております。これらを考へ

ますときに、政府としては、一体どの

程度の租税負担率が現在時点において

適正であると考えられておるのか、そ

れを伺いたいと思います。

第六に、現行の税制はきわめて複雑

であり、かつ難解であります。租税負

担公平の原則が、現行税制のもとでは

全く空文化してしまっている感を深く

するのであります。したがって、税制

の簡素化、合理化を迫られている各種

企業などにおきましては、微税行政に

ギーを消費しているのは、まことに遺

憾とするところであります。租税負

担の根本的な改革について——これら

の点にどのような今後の方針をお持ち

なつた。したがって、個人からの法人

度を設けて、だんだん適正な方向に

成りが非常に多かつたが、専従者控除

その他、税率の関係で、いまは法人成

りが少ない。私はだんだん専従者の控

除をふやしていくことが適当だ。まあ

いうものでございますが、先ほど申し上げましたご

とおり、大蔵省で調べました基準生計費

は五人家族で二十万円以下でございます。

第七に、昭和四十一年度においては所

得税を中心とした大幅減税を行なうと約

束されたことに対する、国民大衆は多大

の期待を持っていましたのであります。し

かもしながら、現実には初年度では一千三百億円の減税にしかすぎないのであります。三十九年度の自然増収は六千八百億円と予想されているのでありますから、その三分の一の二千二・三百億円の減税は、初年度においても可能であります。まずは税制調査会の答申にも、二〇・九%の減税が確定であるとしております。

先般、衆議院の大蔵委員会におきまして、中山会長がこの点を強調しております。三十八年度においては二一・五%と上昇いたしました。また、三十九年度では、平年度二千億円という戦後最大の減税をうたつた。また、三十九年度では、平年度二千億円と申しますが、先ほど申し上げました程度が確定であるとしております。

第六に、現行の税制はきわめて複雑であります。今後のことなどさいますので、政府としては、自然増収分のうち、どの程度まで減税することができます。今後のことなどさいますので、政府としては、自然増収分のうち、どの程度まで減税することができます。政府としては、自然増収分のうち、どの程度まで減税することができます。今後のことなどさいますので、政府としては、自然増収分のうち、どの程度まで減税することができます。

第七に、昭和四十一年度においては所得税を中心とした大幅減税を行なうと約束されたことに対する、国民大衆は多大の期待を持っていましたのであります。しかし、大蔵省で調べました基準生計費は五人家族で二十万円以下でございます。

第八に、昭和四十一年度においては所

得税を中心とした大幅減税を行なうと約束をふやしていくことが適当だ。まあいうものでございますが、先ほど申し上げましたごとおり、大蔵省で調べました基準生計費は五人家族で二十万円以下でございます。

第九に、昭和四十一年度においては所得税を中心とした大幅減税を行なうと約束されたことに対する、国民大衆は多大の期待を持っていましたのであります。しかし、大蔵省で調べました基準生計費は五人家族で二十万円以下でございます。

第十に、昭和四十一年度においては所得税を中心とした大幅減税を行なうと約束をふやしていくことが適當だ。まあいうものでございますが、先ほど申し上げましたごとおり、大蔵省で調べました基準生計費は五人家族で二十万円以下でございます。

第十一に、昭和四十一年度においては所得税を中心とした大幅減税を行なうと約束をふやしていくことが適當だ。まあいうものでございますが、先ほど申し上げましたごとおり、大蔵省で調べました基準生計費は五人家族で二十万円以下でございます。

第十二に、昭和四十一年度においては所得税を中心とした大幅減税を行なうと約束をふやしていくことが適當だ。まあいうものでございますが、先ほど申し上げましたごとおり、大蔵省で調べました基準生計費は五人家族で二十万円以下でございます。

てくるものは五分五乗でやつておなりますが、経常の所得を二分二乘といいます。なことは、世界のどこの国でもやつております。これはよくないことで、御承知のとおり、御発送物価は横ばいだが、消費者物価は上がりつけております。なお、物価の点でござりますが、御承知のとおり、御発送物価は横ばいだ月、二月は、前年に比べまして横ばいから上がりかで、私は四・二%の消費者物価の上昇は実現できると期待しております。しかし、幸いに去年の十二月、一月、二月は、前年に比べまして横ばいながら、できるだけわかりやすくあります。

それから、適正な租税の負担といふことは、先ほど申し上げましたとおり

に、「その国の経済事情、国民生活――国民一人当たりの所得、財政のあり方等によってきまるものでございますから、その高い年には、春闇の賃金が半分から三分の一くらいになります。まあ、あまり税金を取らない公平のじやないか。ただ問題は、春闇の賃金の上昇によって、これが非常に影響するのを心配しておるのであります。

そこでは、その他の面も見られますので、税負担が非常に生活を圧迫するといううに指示をいたしておりますので、御心配のようなることのないようになっております。されども、中には中小企業の倒産その他の面も見られますので、税負担が非常に生活を圧迫するようないふうになるのでござりますが、できるだけ、いわゆる税法を民間に知つてもらうよう、今回の所得税の申告につきましても、納税者のところに「わかりやすい税」というので、國税局長官が納税者みんなに配つておる税法というところでございますが、いまだによく見ておりませんが、納税者があれをお読みくださいまして、よく理解をしていただくようお願いいたしたいと思います。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕  
**○國務大臣(田中角栄君) 御質問に対する法律案(趣旨説明)**  
 本來は、金融引き締め政策をとつた場合には、税負担が国民生活を圧迫するのではないかということです。されども、かかる規定により、提出者からその趣旨にしようと思つております。しかし、なかなか非常にこれはむずかしいもので、公平の原則を立てようすれば、いまの税法よりももっとむずかしくなります。そこで、やはり公平を頭に置きながら、できるだけわかりやすくしておるのがいまの状態でございます。まあ、あまり税金を取らない公平のことと言わぬとすれば、いまの条文が半分から三分の一くらいになります。まあ、あまり税金を取らない公平のじやないか。しかし、公平の原則をはすむにはいきません。したがつて、ああいうふうになるのでござりますが、できるだけ、いわゆる税法を民間に知つてもらうよう、今回の所得税の申告につきましても、納税者のところに「わかりやすい税」というので、國税局長官が納税者みんなに配つておる税法というところでございますが、いまだによく見ておりませんが、納税者があれをお読みくださいまして、よく理解をしていただくようお願いいたしたいと思います。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕  
**○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。**第一は市町村民税についてであります。市町村民税につきましては、低所得者の負担を軽減するとともに、市町村民の負担の不均衡を是正するため、昭和三十九年度及び四十年度の兩年度にわたって所要の改正を行なうこととしたのであります。すなわち、昭和三十九年度におきましては、現行のたゞかり的な正常な経済成長にしてまいりたい、かなるか非常にこれはむずかしいもので、公平の原則を立てようとすれば、いまの税法よりももっとむずかしくなります。まずこの国でも、できるだけ簡単にしよ。

それから、税が非常にむずかしい、まあどこでこそう言われておるのであります。どの国でも、できるだけ簡単になります。どうか言つております。しかし、なかなか非常にこれはむずかしいもので、公平の原則を立てようとすれば、いまの税法よりもっとむずかしくなります。そこで、やはり公平を頭に置きながら、できるだけわかりやすくしておるのがいまの状態でござります。まあ、あまり税金を取らない公平のことと言わぬとすれば、いまの条文が半分から三分の一くらいになります。まあ、あまり税金を取らない公平のじやないか。しかし、公平の原則をはすむにはいきません。したがつて、ああいうふうになるのでござりますが、できるだけ、いわゆる税法を民間に知つてもらうよう、今回の所得税の申告につきましても、納税者のところに「わかりやすい税」というので、國税局長官が納税者みんなに配つておる税法というところでございますが、いまだによく見ておりませんが、納税者があれをお読みくださいまして、よく理解をしていただくようお願いいたしたいと思います。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

第二は事業税についてであります。事業税におきましては、中小企業者の負担の軽減をはかるため、個人事業税の事業主控除額を二十二万円に引き上げるとともに、法人事業税の軽減税率の適用範囲を拡大し、普通法人については所得年百五十万円以下六%、所得年百五十万円超三百万円以下九%に、特別法人については所得年百五十万円以下六%にそれぞれ改めました。

第三は固定資産税についてであります。固定資産税につきましては、新評価制度の実施に伴い、次の評価改訂の

時期までの暫定措置として税負担の調整を行なうことといたしました。すなわち、新評価制度の実施によりまして一般に土地の評価額は増加いたしますが、その税負担については、農地は昭和三十八年度の税負担をこえないよう農地以外の土地は昭和三十八年にし、農地の税負担をこえないよう度の税負担に比し二割をこえないよう税負担の調整措置を講ずることといたしております。

また、住宅建設の促進に資するため、不動産取得税において新築住宅にかかる基礎控除額を引き上げるほか、固定資産税においては、今後五年間に新築される住宅で一定の条件に該当するものについては、一定期間、税額を二分の一の額に軽減することといたしております。

第四は電気ガス税及び市町村たばこ消費税についてであります。

電気ガス税につきましては、住民負担の軽減をはかる趣旨から、その税率を一%引き下げて七%とするなどしてあります。

第五は軽油引取税についてであります。道路整備計画の改訂に伴い、国地方を通じて大幅な財源措置を講ずる必要がありますが、これを一般財源のみでまかなくことは、地方財政の現状

整を行なうことといたしました。すなわち、新評価制度の実施によりまして一般に土地の評価額は増加いたしますが、その税負担については、農地は昭和三十八年度の税負担をこえないよう農地以外の土地は昭和三十八年にし、農地の税負担をこえないよう度の税負担に比し二割をこえないよう税負担の調整措置を講ずることといたしております。

第六は料理飲食等消費税についてであります。今秋のオリンピック開催を機として、当分の間、外人客の飲食と旅館における宿泊に対しては、料理飲食等消費税を課税しないことといたしました。

以上のほか、税制の合理化その他規定の整備を行なうことといたしました。

以上地方税制の改正につきまして概要を御説明申し上げましたが、これに伴う地方税の減税額は、初年度であります昭和三十九年度におきましては、四百九十五億円となるのであります。反面、市町村たばこ消費税及び軽油引取税の税率の引き上げによる增收百五十三億円があります。また、平年度におきましては、減税額は八百八十億円になりますが、別に市町村たばこの大先輩でございますが、この演壇に上がりまして、御遠慮申し上げる池田首相は、私とりましては郷土ながら、池田首相並びに関係閣僚に対する本法案に対する質疑応答を参考しながら、お聞き申しあげたいと存じます。

最後に、市町村民税の負担の不均衡は正にあっては、市町村の行政水準が急激に低下することのないよう経過的に財源措置を講ずることが必要と考へ、課税

にかんがみて、至難の状況にありますので、揮発油課税における税率の引き上げが予定されていることでもあり、軽油引取税の税率を一キロリットルにつき、一万五千円といたしました。

第六は料理飲食等消費税についてであります。今秋のオリンピック開催を機として、当分の間、外人客の飲食と旅館における宿泊に対しては、料理飲食等消費税を課税しないことといたしました。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)旨説明に対し、質疑の通告がございました。順次発言を許します。松本賢一君。

○副議長(重政徳君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございました。順次発言を許します。松本賢一君。

〔松本賢一君登壇、拍手〕

○松本賢一君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま御説明を承りました。

また地方税改正法案につきましては、

まず昭和三十九年度におきましては、

四百九十五億円となるのであります。

が、反面、市町村たばこ消費税及び軽油引取税の税率の引き上げによる增收百五十三億円があります。また、平年

度におきましては、減税額は八百八十億円になりますが、別に市町村たばこの大先輩でございますが、この演壇に上がりまして、御遠慮申し上げる池田首相は、私とりましては郷土

ながら、池田首相並びに関係閣僚に対する本法案に対する質疑応答を参考しながら、お聞き申しあげたいと存じます。

最後に、市町村民税の負担の不均衡は正にあっては、市町村の行政水準が急激に低下することのないよう経過的に財源措置を講ずることが必要と考へ、課税

に減税となつて、住む土地によつて住民の税負担がたいへん違うといふ不合理が除かれることは、まことにけつこ

うなことであり、長年地方自治体をあずからて苦労いたしました私としては、むしろ今日の改正がおそきに失したと

いきさつについて私は聞いておるのであります。ただし、そ

が、いま自治大臣が説明されたよう

なりになるのが悪いとは申しませんが、いま自治大臣が説明されたよう

ですから、きょうは的はずれでない答弁をお願いいたしたいと存じます。(拍手)

それから、御提案のよう、中途はなんばなややこしい方式をとるに至ったときさつについて私は聞いておるのであります。ただし、そ

が、間違つておつたらあやまります

とか、間違つておつたらあやまります

固たる根拠もないと思える。もしかやんとした根拠があるんなら、最後まで出さなくていいだらうと思えるんです。一体どうなんですか。大蔵大臣ですが、一体どうなんですか。大蔵大臣を願いしたいと存じます。いま私は半分よかつたと言いましたが、全く半分しかよくなつてないで、この法案では減税補てんは年々減つていて、五年たつたらゼロになるんです。これじゃ非常にやりにくくなる市町村がたくさんできると思いますので、もう一併考え直して、弱い地方自治体を困らせないようにする御意思がおありかどうか、自治大臣にお尋ねいたします。

大蔵大臣も、これ以上のこととは絶対にやれないともお考えになるんですか。あなたはただ、地方税が伸びているからいいじゃないかというお考えの上に立つておられるようですが、地方自治体にはそれぞれに現実の事情があるんです。紙の上に書かれた数字じゃなく現実を見詰めることが政治といふものだと思うのですが、いかがでございましょうか。苦勞人であり、人情大臣であると言われる田中さんの心あたす。(拍手)

次に、固定資産税についてお尋ねいたします。まず税の総額であります。自治大臣は、三十九年度は固定資産税の総額はふやしませんと何回かおっしゃっております。また池田總理

も、たしか予算委員会だつたと思いますが、そう言われたと記憶しております。三十九年度の地方財政計画によりますと、あにはからんや二百五億円の増、つまり九・二%の増額となつておられます。「たんか」は切つたものの、世の中はとかくこうしたことになりがちなものですから、私はそれを責めようなどとは思いませんし、今後もいい「たんか」は大いに切つていただきたいと思います。ただ増額しないための努力が不十分であつたことはいなめないと思うんです。農地は三十八年度を越えないとか、あるいは宅地は二割増しにとどめるとか何つただけでは、どうも納得できません。この際、農地あるいは農業用資産のごときについては、免稅よりも物価下りに努力すべきだと。私も全く同感する次第です。

ホテルの部屋代も、食事代も、日本名述べられたよに、観光客を集めるには、免稅よりも物価下りに努力すべく御存じのことと思ひます。ところが、日本の現状を見ますと、地方自治といわれていることは、池田首相もよく御存じのことと思ひます。ところは、はたしてその本来の趣旨に基づいて運営されていると言えるであります。私は、今日、日本の地方自治体は、はなはだしく自主性をそなつておられると言えます。今日の自治体は、行政面においても、財政においても、ことごとく中央の政治に支配され、一人歩きのできぬ状態に置かれ、ひたすら陳情政治に没頭しております。あの姿は、全く哀れであります。そして、その陳情政治は、もろもろの政治のゆがみと腐敗、つまり政治の悪を批判的的となり、心ある人々のひとり憂慮するところとなつております。

これは日本における民主主義の危機であります。なあ、総理は、衆議院での御答弁で、料飲税の免稅点は五百円でいいように述べられておるんですが、五百円というのは三年前の昭和三十六年にきめられたもので、何もかも値上げにいかないと答えておられるのであります。宿泊費の免稅点一千円というのも、この考え方には、貧弱な農村の財政を農民への重い税金で補おうとする考え方で、人情大臣のおことはとも思えません。私は、このよろ農民の負担をこそ軽減して、財源を他に求めるこ

とを考えるのが政治といふものだと思ひますが、総理の御意見はいかがでござります。料飲税について総理大臣は、自治省の原案を閣議で修正するというよろなうのですが、大蔵大臣のお考えはいかがでございましょうか。(拍手)

その他、法案の内容につきましてお尋ねしたいことはたくさんございますが、時間もあまりございませんので、それは委員会においていろいろお尋ねすることにいたしまして、私は、この機会に、この法案の背景をなすところの地方自治そのものの方について池田總理大臣の御所見を承りたいと思うであります。

池田首相は、この現状をこれでいいとお考へになつておられるのをございます。お考へになつておられるのをございますが、総理の御意見はいかがでございましょうか。お考へになつておられるのをございます。(拍手)

池田首相の答弁は次のとおりであります。すなわち、「地方自治の伸長をはかりまして地方団体の自主性を強化することは、われわれのつとに努力しておるところでございます。」と、このういう答弁であります。まことにつけた。すなわち、「地方自治の伸長をはかりまして地方団体の自主性を強化することは、われわれのつとに努力しておるところでございます。」と、このういう答弁であります。

田首相の答弁は次のとおりであります。すなわち、「地方自治の伸長をはかりまして地方団体の自主性を強化することは、われわれのつとに努力しておるところでございます。」と、このういう答弁であります。まことにつけた。すなわち、「地方自治の伸長をはかりまして地方団体の自主性を強化することは、われわれのつとに努力しておるところでございます。」と、このういう答弁であります。

田首相の答弁は次のとおりであります。すなわち、「地方自治の伸長をはかりまして地方団体の自主性を強化することは、われわれのつとに努力しておるところでございます。」と、このういう答弁であります。

田さんは、事、経済の問題となると、よりなおざなりの答弁を総理大臣の口から聞きたくないと思うのであります。私も聞きたくないかもしれません。田さんは、事、経済の問題となると、よりなおざなりの答弁を総理大臣の口から聞きたくないと思うのであります。常に積極的な論議を開催され、自信あるとおっしゃいます。

ことに力強い限りでありますし、私も、主義や主張、政策の相違は別として、いつも敵ながらあつぱれの感を抱いておるのであります。しかしに、農事、地方自治の問題となると、あなたはまるで消極的で逃げ腰になってしまわれるのです。あなたが通産大臣か大蔵大臣なら、それでいいかもしません。しかし、幸か不幸か、いまのあなたは、あなたに経済のことだけをまかせているではありません。およそ日本は、一国の総理大臣であります。国民の国にとって重要な問題には、みずから陣頭に立つていただくことを期待しているんです。地方自治の問題は、その重要な問題の中の最も重要な一つであります。決して経済の問題にまさることも劣るものではありません。今日、その地方自治が陳情政治に転落して、民主主義の危機とまで言われるとき、総理大臣たるあなたが、何の情熱も氣魄もお持ちにならぬとすれば、それは國民の不幸と言わねばなりません。どうか、この私のことばを率直に受け入れて、陳情政治の打破、地方自治の再建は池田にまかせろといふ氣魄をお願いする次第であります。あなたがここで少々放言をなさるうと、ハッタリをおつしやろうと、それをとがめだてるような、やほな私ではあります。次にお約束申し上げて、私の質問を終ります。(拍手)

○国務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は固定資産税の点でござりますが、私は固定資産税は増税増額しないと言つたのは、農地の問題でござります。農地に対しましての問題でござります。これは予算委員会ではつきり言つておりますように、もう宅地は二割上げるということはわかっている。もう全体の関連から見ても、それは私はあげ足りりだと思ふ。農地の問題について増税しないと、こう言つてゐる所であります。だから、誤りのないようになります。だから、誤りのないようになります。だがつて、日本におきましては、あまり世界の国にないのであります。私は、そういうものはやめたほうが多い。したがつて、日本におきましては、あの戦争前の臨時体制のときにつくった料飲税、戦争中につくった料飲税も、税の性質としてはいい税じやございません。私は、だんだんこれを軽くしていくことがほんとうだと思ひがなものかと思ひます。方向としてはそうだ。明治から昭和五年までは、宅地のほうが農地よりも高かつた。山林原野は農地よりも高かつた。今は同じようになつた。しかし、今後の方針としては、私は逆に農地のほうを昔よりも反対に安くする方向は考えられない

う。それはどこにお泊まりになつて、も、最近の日本のホテルは、いわゆる償却——いまの高いときに建つたのになつたらいいと思う。政府もそれをやるべく、先ほど、衆議院で申し上げましたごとく、いわゆる地方自治法が、すぐ安くできませんから、世界でやつてないような料飲税をかけると、それが、すぐ安くしなければならない。しかし、幸か不幸か、いまのあなたは、あなたに経済のことだけをまかせているのではありません。およそ日本は、一国の総理大臣であります。國民の国にとって重要な問題には、みずから陣頭に立つていただくことを期待しているんです。地方自治の問題は、その重要な問題の中の最も重要な一つであります。決して経済の問題にまさることも劣るものではありません。今日、その地方自治が陳情政治に転落して、民主主義の危機とまで言われるとき、総理大臣たるあなたが、何の情熱も氣魄もお持ちにならぬとすれば、それは國民の不幸と言わねばなりません。どうか、この私のことばを率直に受け入れて、陳情政治の打破、地方自治の再建は池田にまかせろといふ氣魄をお願いする次第であります。あなたがここで少々放言をなさるうと、ハッタリをおつしやろうと、それをとがめだてるような、やほな私ではあります。次にお約束申し上げて、私の質問を終ります。(拍手)

○国務大臣(早川崇君) 住民税の減税を本文方式で直ちに三十九年度からやれということありますが、これによりますと、最初は二百四十億円の減收で、あと標準税率にすることにより六十億円の減收ということになります。当初におきましては、こういう計画もございましたが、これによつて生ずるたゞし書き市町村の大額な財源の穴と国家財政のこれに対する補てんの措置を考えあわせまして、さしあたり昭和三十九年度は百五十億円限度の住民税の減税を行なうこととしたのであります。そうなりますと、低所得者を重点に考えなければならぬ。そこで三十一年度は扶養控除とか専従者の税額控除を中心いたしまして、二年間で逐次市町村の財政に影響を与えないようになります。したがつて、与えられた

財源、与えられた法制につきましての検討を要する点があれば国会でおやりになつたらいいと思う。政府もそれを減らしていくと五ヵ年間で補てんがななるわけですが、明四十年度度ましたごとく、いわゆる地方自治法の税制の問題、あるいはまた地方制度の問題、あるいは臨時行政調査会で調査している問題や補助金の問題等々、政府としては格段の努力をはかつております。国会におかれましては、ほんとうに民主主義の自治体がこの上とも発展するように、陳情のかわりに御研究願いたいと思います。(拍手)

○国務大臣(早川崇君) 住民税の減税を本文方式で直ちに三十九年度からやれということありますが、これによりますと、最初は二百四十億円の減收で、あと標準税率にすることにより六十億円の減收ということになります。当初におきましては、こういう計画もございましたが、これによつて生ずるたゞし書き市町村の大額な財源の穴と国家財政のこれに対する補てんの措置を考えあわせまして、さしあたり昭和三十九年度は百五十億円限度の住民税の減税を行なうこととしたのであります。そうなりますと、低所得者を重点に考えなければならぬ。そこで三十一年度は扶養控除とか専従者の税額控除を中心いたしまして、二年間で逐次市町村の財政に影響を与えないようになります。したがつて、与えられた

げておきますが、今度の住民税の減税をやるということにつきましては、これは、すでに現在までの財源措置につきましては、御承知のとおり超過税率といふものは別にしましても、財源補てんをしておるのであります。財源をえておるのであります。また、税金をやるためには、自分の自主努力でもって標準税率まで下げておる市町村もあるわけでございます。であります

が、政府としましても、不均衡の是正をやりたいといふ考え方で、二ヵ年間で一挙にこういうことをやろうといふのでありますから、地方税の減税でありますから、地方税自体の考え方でやつてもらいたい、また、やるのが正しいといふ考え方だけでいくわけにはいきませんので、まあ財源調整といふますが、激変緩和といいますか、そういう意味で三分の一の元利補給をいたすといふうになつたわけでござります。初めは、当然御自分で減税をするのでありますから、政府の力だけにたよらないで、政府が補てんをしなければ地方税の減税ができるやつてはならないといふことであります。減税は、何をか言わんやであります。減税というのは、国税も減税をやらなければなりませんし、地方税自身もできる國民が望んでおるのであります。私はさういう意味で、地方税でありますし、超過税率は、みずから特別の税を

とつておるのでありますから、私は地方自体が処置すべきだという筋論でゼロ回答をいたしましたけれども、私はやはりもつと地方自治体もありましたけれども、私も新潟県の出身でございますし、早川自治大臣も、まあ相当に貧弱市町村をかかえておる和歌山県の出身でありますので、二人がいろいろ話をしておるときに、筋は筋だが、やはり激変緩和の措置はるべきだと、こういうことで三分の一の元利補給を行なつたわけでございます。三分の一をやつたならば全部をやれと、こういう御議論もございますが、これ以上はとても現在の状態で考えられないといふ立場でございます。

それから、電気ガス税のうち、確かに衆議院の本会議でお答えをいたしました非課税限度を千円に上げたらどうかといふ議論は与党の中にもございましたが、議論もございますが、これ以上はとにかくその用意があるかどうか、将来の見通しについて、総理及び大臣の明確なる答弁をお願いいたします。

質問の第二点は、地方債による減収補てんについてであります。住民税の減税額の補てんのためには、政府は地方公共団体に国が元利民額を補給する方法が決定されたわけであります。これが、かねてから国民に強く要望されてきたところであり、このようないま民税の改正は、住民税負担の公平といふのが、これは将来、国が財政難を理由とする赤字公債につながる危険がきわめて大きいといわなければなりません。

政府は減税補てん債は普通の地方債と意見は変わらないというが、実際はそうではない。なぜならば、地方公共団体が地方債で財源を調達するのは、もちろん公営企業及び災害復旧等を目的とする場合で、今度のような例は含まれていないのであります。地方税の大額減税が常に國のうしろだてがなければ行なえないという例を残したの

は、将来、國が財政難を口実に赤字公債の道を開く原因にならないと確かに断言できるのかどうか、池田総理並びに田中大蔵大臣の確信のほどを重ねてお伺いいたします。

なお、これに関連いたしまして、住民税の減税効果をより高めるためには、すみやかに諸控除の引き上げを行なうべきであると思いますが、政府はその用意があるかどうか、補てん債の発行などの方法を認めるべきであります。したがって、減收税等の一部改正法案について、総理並びに自治、大蔵の各大臣に質問をいたしました。

質問の第三点は、固定資産税であります。質問の第三点は固定資産税であります。固定資産の評価がえにより、固定資産税の増収が見込まれております。政府は、宅地などについてはそれを二〇%以内にとどめ、農地については、据え置き期間として三ヵ年を定めておりますが、三ヵ年の据え置き期間が過ぎた後は大増税となり、農民を苦しめるおそれが十分考えられるのであります。が、強く要望され、ながら今日まで実現されなかつた理由、並びにその実施にあたつて経過措置をとつた理由が、

結論は、税率も固定資産税のあり方

も、一切税制調査会まかせのように見受けられるのであります。また、宅地

などの再評価により二〇%の固定資産税が増税されるときます。

受けられるのであります。また、宅地

は、将來、國が財政難を口実に赤字公

債の道を開く原因にならないと確かに

断言できるのかどうか、池田総理並びに田中大蔵大臣の確信のほどを重ねてお伺いいたします。

や地代、家賃の高騰を招き、物価値上げの原因となるおそれがありわめて大きいのであります。特に、物価の安定を常に考慮している政府にとりまして、固定資産税の増税により値上げムードを惹起するという心理的な影響を無視することは許されないと思いますが、これが対策について総理と自治大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

質問の第四点は、外人客の料飲課税についてであります。政府は、今秋のオリンピック開催を機として、当分の間、外国人の飲食と旅館における宿泊に対しても免稅にしようとしておりましたが、このような特別措置は國民のどうしてい納得できないところであります。私はいま、諸外国がオリンピックのために、このようないくつか見込みでないようありますが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思うのであります。

総理並びに自治大臣にお伺いいたしましたが、かかる國民にマイナスになりますが、外國にもさして喜ばれない法案を、なぜ提案しなければならないのか。最初の自治省の原案であるオリンピックの行なわれるところ、「当分」というのを、「当分」と改めた理由は何か。

また、パスポート一つで外国人だけが免稅に浴することは、業者がこれを悪用して、今後免稅適用の乱用となるおそれによって、一体どのような効果があるのか。第一に、免稅してみても、外人客にはほとんど影響がないと思います。税金を計算して日本へ来る外国人は、ますますないものであります。免稅してもしなくとも、日本へ来る人は来る

し、来ない者は来ないのであります。観光日本の実をあげる方法は、環境を整備し、清潔な住みいい日本にするところで、免税の特例を設けて、國民の負担を重くすることではないと思います。また、外国人だけに免税するときは、業者において、うちのお客はほとんど外國の人ばかりだと言われていました。その区別はつかなくなるでしょう。そうした間隙をついて脱稅行為が行なわれることも、十分考えられるのであります。さらにまた、政府は、このような外人客への免税措置による減収は、初年度十五億円くらいにしか見込まないようですが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思ひます。

総理並びに自治大臣にお伺いいたしましたが、かかる國民にマイナスになりますが、外國にもさして喜ばれない法案を、なぜ提案しなければならないのか。最初の自治省の原案であるオリンピックの行なわれるところ、「当分」といふのを、「当分」と改めた理由は何か。

赤字公債につきまして、将来発行しないか。これは五年先、十年先のことです。そこで、免稅の特例を設けて、國民の負担を重くすることではないと思います。毎年数百億にのぼるこれらの税金は、業者において、うちのお客はほとんど外國の人ばかりだと言われていました。その区別はつかなくなるでしょう。そうした間隙をついて脱稅行為が行なわれることも、十分考えられるのであります。さらにまた、政府は、このように外人客への免税措置による減収は、初年度十五億円くらいにしか見込まないようですが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思ひます。

赤字公債につきまして、将来発行しないか。これは五年先、十年先のことです。そこで、免稅の特例を設けて、國民の負担を重くすることではないと思います。毎年数百億にのぼるこれらの税金は、業者において、うちのお客はほとんど外國の人ばかりだと言われていました。その区別はつかなくなるでしょう。そうした間隙をついて脱稅行為が行なわれることも、十分考えられるのであります。さらにまた、政府は、このように外人客への免税措置による減収は、初年度十五億円くらいにしか見込まないようですが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思ひます。

P.T.A.会費、部落協議費などの公課を負担し、さらに学校施設、道路工事、下水工事などの地元負担があり、いわゆる税外負担が非常に重い現状であります。毎年数百億にのぼるこれらの税金は、業者において、うちのお客はほとんど外國の人ばかりだと言われていました。その区別はつかなくなるでしょう。そうした間隙をついて脱稅行為が行なわれることも、十分考えられるのであります。さらにまた、政府は、このように外人客への免税措置による減収は、初年度十五億円くらいにしか見込まないようですが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思ひます。

赤字公債につきまして、将来発行しないか。これは五年先、十年先のことです。そこで、免稅の特例を設けて、國民の負担を重くすることではないと思います。毎年数百億にのぼるこれらの税金は、業者において、うちのお客はほとんど外國の人ばかりだと言われていました。その区別はつかなくなるでしょう。そうした間隙をついて脱稅行為が行なわれることも、十分考えられるのであります。さらにまた、政府は、このように外人客への免税措置による減収は、初年度十五億円くらいにしか見込まないようですが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思ひます。

赤字公債につきまして、将来発行しないか。これは五年先、十年先のことです。そこで、免稅の特例を設けて、國民の負担を重くすることではないと思います。毎年数百億にのぼるこれらの税金は、業者において、うちのお客はほとんど外國の人ばかりだと言われていました。その区別はつかなくなるでしょう。そうした間隙をついて脱稅行為が行なわれることも、十分考えられるのであります。さらにまた、政府は、このように外人客への免税措置による減収は、初年度十五億円くらいにしか見込まないようですが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思ひます。

赤字公債につきまして、将来発行しないか。これは五年先、十年先のことです。そこで、免稅の特例を設けて、國民の負担を重くすることではないと思います。毎年数百億にのぼるこれらの税金は、業者において、うちのお客はほとんど外國の人ばかりだと言われていました。その区別はつかなくなるでしょう。そうした間隙をついて脱稅行為が行なわれることも、十分考えられるのであります。さらにまた、政府は、このように外人客への免税措置による減収は、初年度十五億円くらいにしか見込まないようですが、こんな政府の見込みではとてもおさらなりと私は思ひます。

おりであります。徵稅の面の御心配に対しましては、バスポートを提示されとか、受け取りにサインさせとか、いろいろ現在事務的に検討いたしておるわけでありまして、脱税を助長するとのないよう、自治省としては十分配慮をいたしてまいりたいと思っております。

税外負担につきましては、御承知のように、基準単価、建築その他の単価が、非常に学校その他は高いものですから、勢い父兄が税外負担をしておる等いうのが実情ございまして、しかしこの問題につきましては、三十九年度におきましては、学校建築でも七%程度に起債は認める、激変緩和の措置と一緒に引き上げとか、いろいろな措置を講じておるわけでありますし、また地方政府におきましては、県立高校等につきまして、地元負担をさしては、現在考えておりません。(拍手)

○副議長(田中角榮君) 住民税減税による減収補てん債は、赤字公債ではないか。——ありません。それから将来赤字公債等の道を開かないかといふことでございますが、減収には市町村に起債は認め、激変緩和の措置として、國がその元利償還金の三分の二を補給するということをございますので、赤字公債でもなく、また赤字公債の将来とも健全財政方針を堅持するつもりでありますので、赤字公債等の発行道を開くものでもありません。また、第六条第一項の規定を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。第八条第一項の規定を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) この際、日程第第二十、印紙稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日程第二十一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

しましては、市町村間の非常な税負担の不均衡にならないように、法定外普通税を許可するにあたりまして、十分配意してまいりたいと思つておる

【國務大臣田中角榮君登壇、拍手】  
○國務大臣(田中角榮君) 住民税減税による減収補てん債は、赤字公債ではないか。——ありません。それから将来赤字公債等の道を開かないかといふことでございますが、減収には市町村に起債は認め、激変緩和の措置として、國がその元利償還金の三分の二を補給するということをございますので、赤字公債でもなく、また赤字公債の将来とも健全財政方針を堅持するつもりでありますので、赤字公債等の発行道を開くものでもありません。また、第六条第一項の規定を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。第八条第一項の規定を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) この際、日程

印紙稅法の一部を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。第八条第一項の規定を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) この際、日程第第二十、印紙稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日程第二十一、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

法定外の普通税を自治体がつくるのは、市町村間のアンバランスになるのでは、市町村の御指摘でござりますが、この法定外の普通税を自治体が起こすにつきましては、いろいろな制限の規定があるのでございます。國の税制政策全般から見ても制限がございますので、われわれといた

おりであります。徴稅の面の御心配に対しましては、バスポートを提示されとか、受け取りにサインさせとか、いろいろ現在事務的に検討いたしておるわけでありまして、脱税を助長するとのないよう、自治省としては十分配慮をいたしてまいりたいと思っております。

税外負担につきましては、御承知のように、基準単価、建築その他の単価が、非常に学校その他は高いものですから、勢い父兄が税外負担をしておる等いうのが実情ございまして、しかしこの問題につきましては、三十九年度におきましては、学校建築でも七%程度に起債は認める、激変緩和の措置と一緒に引き上げとか、いろいろな措置を講じておるわけでありますし、また地方政府におきましては、県立高校等につきまして、地元負担をさしては、現在考えておりません。(拍手)

○副議長(田中角榮君) 住民税減税による減収補てん債は、赤字公債ではないか。——ありません。それから将来赤字公債等の道を開かないかといふことでございますが、減収には市町村に起債は認め、激変緩和の措置として、國がその元利償還金の三分の二を補給するということをございますので、赤字公債でもなく、また赤字公債の将来とも健全財政方針を堅持するつもりでありますので、赤字公債等の発行道を開くものでもありません。また、第六条第一項の規定を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の發言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。第八条第一項の規定を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) この際、日程

印紙稅法の一部を改正する法律案

タルモノヲ謂フ以下同ジニ依リ印紙稅額ニ相当スル金額ヲ明示シ納付印ノ押捺ヲ為ス方法

第九条ノ二 印紙稅現金納付計器ノ販賣業又ハ納付印ノ製造業若ハ販売業ヲ為サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ之ヲ休止又ハ廃止セントスルトキ亦同ジ

コトヲ得ズ

第九条の次に次の二条を加える。

レバ之ヲ製造、販賣又ハ所持スル

ノ押捺ヲ為サズ

第一項第一項中「若ハ表示ヲ為サズ」を、表示ヲ為サズ若ハ納付印ノ押捺ヲ為サズ」に改める。

第十二条 第二条を次のように改める。

第六条 第二条を次のように改める。

第一項第一項中「若ハ表示ヲ為サズ」を、表示ヲ為サズ若ハ科料ニ

者ハ一万円以下ノ罰金又ハ科料ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザ

ノ印影ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノナ生ズベキ印ハ命令ノ定ムル所

ノ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザ

アルベシ

第一項第一項中「若ハ表示ヲ為サズ」を、表示ヲ為サズ若ハ科料ニ

者ハ一万円以下ノ罰金又ハ科料ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザ

アルベシ

二 第九条ノ三ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ為サズ若ハ詐り又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

三 第十条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミタル者

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条ノ二 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条第三号ノ規定ニ依リ押捺セラレタル印影ヲ改変シ又ハ其ノ印影若ハ之ト紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ作成シタル者

二 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ其ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル印紙現金納付計器ニ不正ナル操作ヲ加ヘタル者

三 第六条ノ五ノ規定ニ違反シタル者

第十四条中「前条」を「第十三条」に改める。

第十四条ノ二中「第十三条」を「第十三条ノ二」に改める。

附 则  
1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
2 この法律による改正前の印紙税法第六条ただし書の規定により政府の承認を受けた一定の表示については、なお従前の例による。  
3 この法律の施行の際、印紙税法第六条ノ五に規定する納付印又は当該納付印の印影に紛らわしい外観を有するものを生ずべき印を所持する者がある場合において、そ

の者が当該物件につき、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に政府の承認を受けたときは、その者が当該物件につきこの法律の施行の日に同条の規定による承認を受けたものとみなす。

この法律の施行の際、印紙税法第九条ノ二に規定する印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつてゐる者が、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に、その旨を政府に申告した場合には、この法律の施行の日に同条の規定による申告があつたものとみなす。

第六条第三号中「第三十九条第一項」を「第九号及び第三十九条第一項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十号とし、同条第九号中「前号」を「二号」とし、同条第九号を「二号」とし、同号を同条第十号に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十八条第一号中「第三十九条第一項」を「第九号及び第三十九条第一項」に改め、同条第十一号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十号とし、同号を同条第十号に改め、同号を同条第十二号に改め、同号に規定する債務並びにこれに類する債務で本邦法人及び本邦人以外の者に対するもの履行がこれらの債務を有する者の居住國の国際收支上の理由により著しく困難であり、かつ、これらの債務に係る債権を有する者の居住國（その國に係る当該債権の総額が他に比して著しく少ないもとのと同様に当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第八号の次に次の二号を加える。

十一 銀行が第三号の規定により資金の貸付けを受けることがで

きる者に對して日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第八号の次に次の二号を加える。

九 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外國との経済交流を促進するため、本邦から設備等の輸入又は技術の受入れをした者で当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に対しても債務を有するものにおいて当該債務を履行することがその者の居住國（その者が外國政府である場合は、当該外國。以下このように改定する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改定する。

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改定する。

おいて同じ。の国際取支上の理由により著しく困難である場合において当該居住國の政府、政

務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸付けること。

第十九条第一項中「第十号」を「第十二号」に改める。

第十八条第一項中「貸付又は当該

同条第九号を「同条第十号」に改め、同条に次の二項を加える。

前条第九号の規定による資金の貸付けは、同号に規定する債務並

びにこれに類する債務で本邦法人及び本邦人以外の者に対するもの履行がこれらの債務を有する者の居住國の国際收支上の理由によ

り著しく困難であり、かつ、これらの債務に係る債権を有する者の居住國（その國に係る当該債権の総額が他に比して著しく少ないものと同様に当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第八号の次に次の二号を加える。

十一 銀行が第三号の規定により資金の貸付けを受けることがで

きる者に對して日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第八号の次に次の二号を加える。

九 本邦の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外國との経済交流を促進するため、本邦から設備等の輸入又は技術の受入れをした者で当該輸入又は受入れにより本邦法人又は本邦人に対しても債務を有するものにおいて当該債務を履行することがその者の居住國（その者が外國政府である場合は、当該外國。以下このように改定する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改定する。

日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改定する。

号」を「並びに同条第十二号」に改めます。

第十九条第一項中「第十号」を「第十二号」に改める。

第十八条第一項中「貸付又は当該

同条第九号を「同条第十号」に改め、同条に次の二項を加える。

前条第九号の規定による資金の貸付けは、同号に規定する債務並

びにこれに類する債務で本邦法人及び本邦人以外の者に対するもの履行がこれらの債務を有する者の居住國の国際收支上の理由によ

り著しく困難であり、かつ、これらの債務に係る債権を有する者の居住國（その國に係る当該債権の総額が他に比して著しく少ないものと同様に当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

第十八条第八号の次に次の二号を加える。

十一 銀行が第三号の規定により資金の貸付けを受けることがで

きる者に對して日本輸出入銀行とともに当該資金の貸付けを行なつた場合において、当該資金に係る債務を保証すること。

○新谷寅三郎君登壇、拍手  
昭和三十七年四月以降、印紙貼用にかかる印紙税納税制度が設けられておりますが、本案は、この制度の普及に伴い、納付手続等の規定の整備をはかりうと

まず、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十七年四月以降、印紙貼用にかかる印紙税納税制度が設けられておりますが、本案は、この制度の普及に伴い、納付手續等の規定の整備をはかりうと

まず、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十七年四月以降、印紙貼用にかかる印紙税納税制度が設けられておりますが、本案は、この制度の普及に伴い、納付手續等の規定の整備をはかりうと

まず、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十七年四月以降、印紙貼用にかかる印紙税納税制度が設けられておりますが、本案は、この制度の普及に伴い、納付手續等の規定の整備をはかりうと

して、納税する制度を法律上明定すること、また計器の設置及び納付印の製造等についての承認制度を設け、計器の販売業者等について、その開発業申告、記帳の義務及び検査受認義務の規定を設けるとともに、これらの違反行為に対する罰則規定を整備することにいたしております。

委員会の審議におきましては、計器による印紙税納付制度を法律上明定する理由、計器の使用状況及び印紙税法の全面改正に対する政府の方針等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は

全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正点の第一は、同行に対する追加出資の規定の整備であります。現在同

行に対する出資の追加は、そのつど資

本金額の改正を必要としておりますが、今後は、政府が必要と認めたとき

には、予算の定める範囲内で出資の追加を行なおうとするものであります。

第二は、業務の追加であります。本

法第十八条第三号による外国政府等に対する円借款は、同行及び甲種為替銀

行十二行による協調融資方式によつて

行なわれておりますが、この貸し付け

は長期無担保であり、債権確保上必ずしも十分とは言えない状況でありますので、市中銀行の協調融資分については、同行がその債務の保証を行ない、また、わが国から設備等の輸入または技術の受け入れを行なつた者が、その国際收支上の理由から債務の履行ができない場合には、一定の条件のもとに、当該国の政府等に対し必要資金の貸し付けを行なおうとするものであります。

第三は、最近における同行の業務量の増大に対処するため、理事の定数を一名増加しようとするものであります。

日本共産党を代表して鈴木委員から、「本案は、日本の独占資本の海外市場進出のため、不当不必要な延べ払い輸出を行ない、その焦げつき債権の肩がわりを行なおうとするものであり、また、追加出資の規定の改正は国会の審議権特に社会主義諸国への輸出における同行の役割り、昭和三十九年度における同行の事業計画、船舶輸出と今後の長期的見通し、国際收支上の理由から債務の繰り延べを行なう場合の諸問題、同行の業務と、海外経済協力基金の業務との調整等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、この詳細は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して成瀬委員から、「本案のように日本輸出入銀行の業務を追加することは、輸出振

興上妥当な措置と認めるが、ただ、追

加出資の方式を改めて、今後は法律改正を要しないものとすることは、同行の公正にして、かつ適切な事業計画に基づく融資の確保に対する国会の審査の場を、実質的に排除しようとする修正案を提出し、この修正を条件として本案に賛成するとの意見が述べられ、日本共産党を代表して鈴木委員から、「本案は、日本の独占資本の海外市場進出のため、不当不必要な延べ払い輸出を行ない、その焦げつき債権の肩がわりを行なおうとするものであり、また、追加出資の規定の改正は国会の審議権特に社会主義諸国への輸出における同行の役割り、昭和三十九年度における同行の事業計画、船舶輸出と今後の長期的見通し、国際收支上の理由から債務の繰り延べを行なう場合の諸問題、同行の業務と、海外経済協力基金の業務との調整等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、この詳細は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して成瀬委員から、「本案のように日本輸出入銀行の業務を追加することは、輸出振興上妥当な措置と認めるが、ただ、追加出資の方式を改めて、今後は法律改正を要しないものとすることは、同行の公正にして、かつ適切な事業計画に基づく融資の確保に対する国会の審査の場を、実質的に排除しようとする修正案を提出し、この修正を条件として本案に賛成するとの意見が述べられ、日本共産党を代表して鈴木委員から、「本案は、日本の独占資本の海外市場進出のため、不当不必要な延べ払い輸出を行ない、その焦げつき債権の肩がわりを行なおうとするものであり、また、追加出資の規定の改正は国会の審議権特に社会主義諸国への輸出における同行の役割り、昭和三十九年度における同行の事業計画、船舶輸出と今後の長期的見通し、国際收支上の理由から債務の繰り延べを行なう場合の諸問題、同行の業務と、海外経済協力基金の業務との調整等について、熱心なる質疑が行なわれましたが、この詳細は、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

一、委員会の決定の理由

この条約は、遺言の方式に関する国際私法が國により異なることから生ずる不合理を除き、遺言者が自己に関係のある國の法律に従つてした遺言は、いずれの關係国でも有効と認められるようになります。たゞ、各國に共通の規則を定めたものである。この条約への参加は、わが國の國際私法の改修をたらすのみならず、國際私法の漸進的統一のための國際協力に寄与することとなるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

別に費用を要しない。

#### ○副議長(重政庸徳君) 日程第十一、

遺言の方式に関する法律の抵触に因する条約の締結について承認を求める件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員会理事井上清一君。

審査報告書

遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求める件

遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求める件

右  
昭和三十九年三月二日  
内閣總理大臣 池田 勇人

遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求める件

右  
昭和三十九年三月二日  
内閣總理大臣 池田 勇人

遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求める件

右  
昭和三十九年三月五日  
外務委員長 黒川 武雄

要領書

この条約の署名は、

遺言の方式に関する法律の抵触を解決する共通の規則を定めることを希望して、そのため条約を締結することに決定し、次の諸条を協定した。

第一条 遺言は、その方式が次に掲げいるいずれかの地又は国の国内法に適合するときは、方式に関し有効とする。

(a) 遺言者が遺言をした地

(b) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、国籍を有した国

(c) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地

(d) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地

(e) 不動産について、その所在地この条約の適用上、遺言者の本国の法制が不統一のものである場合には、その法制において行なわれている規則によって準拠法を決定するものとし、そのような規制がないときは、その法制に属する法律のうち遺言者が最も密接な関係を有した法律を準拠法とする。

第二条 遺言者が特定の地に住所を有したかどうかの問題は、その地の法律によつて規定される。

第三条 第一条の規定は、前条の遺言を取り消す遺言に適用する。

前項の取消しは、その方式が取り消される遺言を第一条の規定により有効とする法律のいずれかに適合するときも、方式に関し有効とする。

この条約は、締約国の現在又は将来の規則で前二条に規定されていない法律の方式に従つてした遺言を有效と認めるものを害するものではない。

この条約は、二人以上の者が同一の証書でした遺言の方式についても、適用する。

第五条 第六条

この条約の適用上、許容される遺言の方式を遺言者の年齢、国籍その他の人的資格によつて制限する定めは、方式の範囲に属するものとする。遺言が有効であるために必要とされる証人が有すべき資格についても、同様とする。

第七条

この条約に定める抵触規則の適用は、いかなる相互主義の条件にも服さないものとする。この条約は、関係者の国籍又は前条による準拠法が締約国の国籍又は法律でない場合においても、適用する。

第八条

この条約によつて準拠法とされた法律の適用は、明らかに公の秩序に反する場合を除くほか、排除することができない。

第九条

この条約は、遺言者がこの条約の効力発生の後に死亡したすべての場合について、適用する。

第十一条

各締約国は、第一条第三項の規定の適用を排除して、遺言者が住所を

有した地を法廷地法に従つて決定する権利を留保することができる。

この条約は、ヘーリク国際私法会議の第九回会議に代表者を派遣した國による署名のため開放される。

各締約国は、他の国籍を有しない自国民が口頭の方式によつてした遺言（特別の状況の下でしたもの）を除く）を有効と認めない権利を留保することができる。

第十五條 第十六条

各締約国は、次の諸条件が満たされる場合には、外國で特定の方式によつてした遺言を当該方式についての自國の法律の規定に基づいて有効と認めない権利を留保することができる。

(a) 遺言が、遺言者が遺言をした地の法律であるということを唯一の理由として準拠法とされる法律に従つてのみ方式に関し有効であること。

署名については、その批准書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後に批准する各

署名については、その批准書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十七条

ヘーリク国際私法会議の第九回会議に代表者を派遣しなかつたいたずれの

各締約国は、第五十五条第一項の規定に従つて効力を生じた後、この条約に加入することができる。加入書は、オランダ外務省に寄託するものとする。

この条約は、これに加入する国につる。

ついては、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十八条 第十九条

各締約国は、自國の法律の下で相続に関しないものとされる遺言条項についてこの条約を適用しない権利を留保することができる。

この条約は、加入書の寄託の日のとおり。

ついては、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に効力を失う。

第十九條 第二十条

各締約国は、第八条の規定の適用についても、適用する。

各締約国は、第八条の規定の適用を排除して、この条約をその効力發生の後にされた遺言についてのみ適用する権利を留保することができない。

各締約国は、第一条第三項の規定の適用を排除して、遺言者が住所を

その後は、この種のいずれの適用も、オランダ外務省に通告するものとする。

この条約は、前項の通告の日の後六十日目の日に、それが適用されることとなる領域について効力を生ずる。

第十九条

いすれの国も、批准又は加入の時までに、第九条、第十条、第十二条及び第十三条に規定する留保のうち一又は二以上の留保を行なうことができる。その他いかなる留保も認められない。

各締約国は、第十七条の規定に従つてこの条約の適用を通告する時に、それが適用されることとなる領域の全部又は一部について前記の留保のうち一又は二以上の留保を行なうことができる。

各締約国は、いつでも、自國が行なった留保を撤回することができる。撤回は、オランダ外務省に通告するものとする。

留保は、前項の通告の日の後六十日目の日に効力を失う。

この条約は、第十五条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。前記の日の後に批准又は加入了した国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに顯示的に更新される。

廃棄は、五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ外務省に通告しなければならない。

廢棄は、この条約が適用される特定期の領域に限定して行なうことがであります。かかる。

廢棄は、それを通告した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の締約国について引き続き効力を有する。

**(b) 第二十二条**

オランダ外務省は、第十四条に規定する国及び第十六条の規定に従つて加入した國に対し、次の事項を通告するものとする。

(a) 第十四条に規定する署名及び批准

(b) 第十五条第一項の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

(c) 第十六条に規定する加入及びそれが効力を生ずる日

(d) 第十八条に規定する保留及びその撤回

(e) 第十九条第三項に規定する廢棄

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け、この条約に署名しました。

千九百六十一年十月九日  
P·A·ヴァエリュキオス  
イタリアのために

日本国のために  
ギリシャのために  
エティエンヌ·コイダン  
第十條に規定する保留を附して

千九百六十一年十月九日  
P·A·ヴァエリュキオス  
イタリアのために

ルクセンブルグのために  
ノールウェーのために  
オットー·キルダル  
オランダのために

ポルトガルのために  
グレート·ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために  
スウェーデンのために  
ブリノルフ·エンゲ  
スイスのために

デンマークのために  
ウイヘルム·エイックホフ  
スペインのために  
フィンランドのために

フランスのために  
エティエンヌ·コイダン  
第十條に規定する保留を附して  
千九百六十一年十月九日  
P·A·ヴァエリュキオス  
イタリアのために

日本国のために  
ギリシャのために  
エティエンヌ·コイダン  
第十條に規定する保留を附して  
千九百六十一年十月九日  
P·A·ヴァエリュキオス  
イタリアのために

ドイツ連邦共和国のために  
ドクトル·J·レンス  
オーストリアのために  
ドクトル·ゲオルグ·アフス  
ベルギーのために

**ユーゴースラヴィアのために**

**〔井上清一君登壇、拍手〕**

○井上清一君　ただいま議題となりました。よって本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

この条約は、一九六〇年のヘーネ国際私法会議の結果成立したものとさします。

いまして、國際的性質を持つ道言が、ある國では方式上有効とされ、ある國では無効とされる不合理を除き、ある國においても方式上有効と認められるよう、遺言の方式の準拠法に関する共通の規則を定めたものであります。

質疑の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じますが、委員会は、三月五日質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。よぞ、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。よぞ、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月五日

委員長　竹中　恒夫

**〔賛成者起立〕**

○副議長(重政庸徳君)　總員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(重政庸徳君)　總員起立と認めます。本法律案は、最近における飲食店営業の実情にかんがみ、善良な風俗を維持し、年少者の福祉を守らうとするもので、その要点は、(1)設備を設けた飲食店の深夜営業につき、条例で、営業の場所、営業時間等必要な制限を定め得ることとし、例えば、いわゆる深夜喫茶は地域的に営業禁止となりまし、た、右の営業者等が、深夜における当該営業に関し、法令等に違反した場合には、公安委員会は、当該営業者に對し、当該施設を用いて営む飲食店営業について行政処分をすることができる。(2)風俗営業者に對し、営業所で十八歳未満の者に客の接待をさせもしくは営業所に客として立ち入らせること等を、また、設備を設けての飲食店営業者に對しては、条例で定めた場合を除き、深夜営業で、十八歳未満の者を、接客業務で、立ち入らせること等を、それぞれ禁止すること。(3)公安委員会が風俗営業の許可を取り消し、もしくは営業停止の処分をしたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営んだときは、公安委員会は当該施設を用いて営む飲食店営業についても、一定期間営業の停止を命じることができること。(4)設備を設けての飲食店営業の深夜における遵守事項違反および年少者に関する禁止行為違反につき罰

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における飲食店営業の実情にかんがみ、善良な風俗を維持し、年少者の福祉を守らうとするもので、その要点は、(1)設備を設けた飲食店の深夜営業につき、条例で、営業の場所、営業時間等必要な制限を定め得ることとし、例え、いわゆる深夜喫茶は地域的に営業禁止となりました、右の営業者等が、深夜における当該営業に関し、法令等に違反した場合には、公安委員会は、当該営業者に對し、当該施設を用いて営む飲食店営業について行政処分をすることができる。(2)風俗営業者に對し、営業所で十八歳未満の者に客の接待をさせもしくは営業所に客として立ち入らせること等を、また、設備を設けての飲食店営業者に對しては、条例で定めた場合を除き、深夜営業で、十八歳未満の者を、接客業務で、立ち入らせること等を、それぞれ禁止すること。(3)公安委員会が風俗営業の許可を取り消し、もしくは営業停止の処分をしたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営んだときは、公安委員会は当該施設を用いて営む飲食店営業についても、一定期間営業の停止を命じることができること。(4)設備を設けての飲食店営業の深夜における遵守事項違反および年少者に関する禁止行為違反につき罰

則を設けること、等で、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行なつた。

本法施行のため別に費用を要しない。

### 一、費用

第二条第三項中「一月」を「三月」に、「三月」を「六月」に改める。

第三条中「風俗営業における営業の場所 営業時間及び営業所の構造設備等」を「風俗営業を営もうとする者の資格並びに風俗営業における営業の場所 営業時間、営業を営む者の行為及び営業所の構造設備」に改める。

第四条中「若しくは」の中に「六月をこえない範囲内で期間を定めて」を加え、同条に次の二項を加える。

2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第一条第四号及び第七号の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、若しくは風俗営業の停止を命ずるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一条第一項の許可に係るもの）を以て、当該施設を用いて営む飲食店営業（年少者に關する禁止行為）の次に次の二条を加える。

3 公安委員会は、飲食店営業を営む者又は代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、第二条第一項の規定に違反した場合において、善良の風俗を害するおそれがあるときは、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月をこえないと改正する。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 池田 勇人

国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のよう改正する。

ない範囲内で期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

一項中「客席を設けて客に飲食をさせる営業（以下「飲食店営業」という。）の深夜（午後十一時から翌日の日出時までの時間）に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第四条の二第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（年少者に關する禁止行為）の次に次の二条を加える。

3 第四条の三 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

二 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

三 営業所で二十歳未満の客に酒類を提供すること。

4 設備を設けて客に飲食をさせる営業に改める。

第五条の二 公安委員会は、第四条第二項若しくは第三項又は第四条の二第二項の規定により飲食店営業の停止を命じたときは、すみやかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

第六条第一項中「飲食店営業」を「設備を設けて客に飲食をさせる営業」に改める。

第七条第二項中「第三条の規定に基く都道府県の条例に違反した者」を「第三条若しくは第四条の二第一項の規定に基く都道府県の条例に違反し、又は第四条の三の規定に違反した者」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第四条の三第一項第一号又は第二項第一号の規定に違反した者は、當該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による处罚を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一 十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること（都道府県が条例で定める場合を除く。）。

二 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（都道府県が条例で定める場合を除く。）。

三 営業所で二十歳未満の客に酒類を提供すること。

4 この法律の施行前に法令又は改正前の第三条若しくは第四条の二第一項の規定に基づく都道府県の条例に違反した行為に対する公安委員会の処分については、なお従前の例による。

1 附則  
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 本法律案は、昭和三十八年度第三次補正予算で増額された百三十七億円は、昭和三十九年度分地方交付税額百三十七億円について、その額以内の額を、昭和三十九年度に繰越使用しようとするもので、おおむね妥当なものと認める。

3 第四条の三第一項第一号又は第二項第一号の規定に違反した者は、當該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による处罚を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

4 費用  
昭和三十八年度第三次補正予算で増額された百三十七億円は、昭和三十九年度分地方交付税額一百三十七億円に付金特別会計予算に計上されてい

昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の總額の特例に関する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれよつて国会法第八十三条により送付を可決した。

昭和三十九年二月二十五日

衆議院議長 船田 中

右の内閣提出案は本院においてこれよつて要領書を添えて、報告する。

審査報告書

警察法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれよつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月十日

委員長 行政 竹中 恒夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、(一)警察庁の職員の定員を十名増員(うち警察官七名)して七千七百九十五名(うち警察官一千三百九十九名)とすること、(二)

昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の總額の特例に関する法律案

昭和三十八年度分として交付すべき地方交付税の總額の特例に関する法律案

(特第三号)により昭和三十八年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち、当該額以内の額を昭和三十九年度内に交付しないで、これ

を地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でま

た交付していない額として、昭和三十九年度分の地方交付税の總額に計算して交付することができる。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

昭和三十九年二月二十五日

衆議院議長 船田 中

右の内閣提出案は本院においてこれよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年二月二日

衆議院議長 重宗 雄三殿

右の内閣提出案は本院においてこれよつて国会法第八十三条により送付する。

警察法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれよつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月二日

右の内閣提出案は本院においてこれよつて要領書を添えて、報告する。

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

第三十五条第一項中「七千七百八十五人」を「七千七百九十五人」に、「一千三十二人」を「一千三十九人」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。  
(管轄区域の境界附近における事案に関する権限)

第六十条の二 管轄区域が隣接する都道府県警察は、相互に協議して定めたところにより、隣接に係る境界の附近の区域(境界から政令で定める距離までの区域に限る。)における事案を処理するため、当該関係都道府県警察の管轄区域に権限を及ぼすことができる。

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 ただいま議題となりました三法律案について、地方行政委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、最近における飲食店営業の実情にかんがみ、善良な風俗の保持と年少者の福祉を守らうとするもので、その要旨は、一、設備を設けた飲

食店の深夜営業についての規制の範囲

を明確にするため、営業場所、営業時間、営業所の構造設備等について条例

を整備するとともに、年少者に関する禁止行為違反についての罰則を新設すること等であります。

本委員会におきましては、二月四日、早川国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、参考人の意見聴取、実地観察をするほか、政府当局との間に熱心に質疑応答を重ねましたが、中でも

風紀上問題の多いトルコぶら、スード・スタジオ等の営業及び深夜の営業における問題点については条例にゆだねることなく、法律で規制して全国に普及する所で十八歳未満の者に客の接待させ、または客の相手となつてダンスをさせること、営業所に客として立ち入らせる所で十八歳未満の者に客の接待させること及び営業所で二十歳未満の客に酒類を提供することを禁止し、また設備を設けた飲食店営業者に対して立ち入りは、深夜営業で十八歳未満の者を接待することを禁止すること。

三、客に飲食をさせる風俗営業を営む者または代理人等が法令等に違反し、その許可を取り消し、もしくは営業停止の处分を受けたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営むときには、當該営業を

客業務に從事させ、もしくは営業所にて立入りをさせたときには、設備を設けた飲食店営業者に対する立入りは、深夜営業で二十歳未満の客に酒類を提供することを禁止すること。

三、客に飲食をさせる風俗営業を営む者または代理人等が法令等に違反し、その許可を取り消し、もしくは営業停止の処分を受けたとき、または飲

業停止の処分を受けたとき、または飲食店営業者が無許可で風俗営業を営むときには、當該営業を客業務に從事させ、もしくは営業所にて立入りをさせたときには、設備を設けた飲食店営業者に対する立入りは、深夜営業で二十歳未満の客に酒類を提供することを禁止すること。

附則

三月三日、質疑を終局し、同五日、社会党、民主党、第二院クラブ共同の修正案が提出され、社会党的千葉委員よりその趣旨説明がありました。

修正案の内容は、

一、第一条五号に規定する喫茶店、バー等の営業の要件である客席における照度十ルクスを二十ルクスとして、

条例による特例は認めないこととし、また、同条六号のこれらの営業の設備

力月をこえない範囲内で営業停止等ができること。

四、設備を設けた飲食店営業の深夜営業における順守事項違反についての罰則を整備するとともに、年少者に関する禁止行為違反についての罰則を新設すること等であります。

本委員会におきましては、二月四日、早川国務大臣から提案理由の説明を聞いた後、参考人の意見聴取、実地観察をするほか、政府当局との間に熱心に質疑応答を重ねましたが、中でも

風紀上問題の多いトルコぶら、スード・スタジオ等の営業及び深夜の営業における問題点については条例にゆだねることなく、法律で規制して全国に普及する所で十八歳未満の者に客の接待させ、または客の相手となつてダンスをさせること、営業所に客として立ち入りは、深夜営業で十八歳未満の者を接待することを禁止すること。

三月三日、質疑を終局し、同五日、社会党、民主党、第二院クラブ共同の修正案が提出され、社会党的千葉委員よりその趣旨説明がありました。

修正案の内容は、

一、第一条五号に規定する喫茶店、バー等の営業の要件である客席における照度十ルクスを二十ルクスとして、

条例による特例は認めないこととし、また、同条六号のこれらの営業の設備

の広さについても、条例による特例を削除して、法律のみに限定すること。  
二、第四条の二に一項を加えて、設備を設けた飲食店営業で、主として食事を提供するもの以外のものの深夜における営業を営むことはできないこととし、ただし、公衆の日常生活の便利のためやむを得ないもので、かつ、善良の風俗を害するおそれがないと認められる営業で、条例で定めるものについては、許可を受けた場合に認めるところとする。すなわち、飲食店営業の深夜の営業の規制を直接法律に規定して、全国的に規制の圖一をはかること。

右決議する。  
次いで採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

かくて三月五日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

（いすれも内閣提出）  
本委員会におきましては、二月四日、早川國務大臣より提案理由の説明を開いた後、慎重審査を行ないました。〔副議長（重政庸徳君）別に御発言もございません。〕

○副議長（重政庸徳君） 日程第十五、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案外二件、日程第十六、林業信用基金法の一部を改正する法律案、

法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終わります。（拍手）

○副議長（重政庸徳君） 別に御発言もございません。

なければ、これより採決をいたしま

著しい深夜におけるボーリング場等の営業の規制についても、すみやかに対策を検討し、その万全を期すべきである。

次いで採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

かくて三月五日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

（いすれも内閣提出）  
本法律案は、警察法の一部を改正する法律案について申し上げます。

○副議長（重政庸徳君） 御異議ないと認めます。ます、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青田源太郎君。

○副議長（重政庸徳君） 御異議ないと認めます。

（いすれも内閣提出）

本法律案は、警備費の定額を十名増員して七千七百九十五名とするとともに、都道府県の境界付近における警察事案の処理を円滑かつ能率的に行なうため、管轄区域が隣接する都道府県警察は、政令で定める距離以内の区域において、相互に協議して定めたところにより、当該関係都道府県警察の管轄区域内にも権限を及ぼすことができる」としよるとするものであります。

（いすれも内閣提出）

○副議長（重政庸徳君） 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例について申し上げます。

（いすれも内閣提出）

○副議長（重政庸徳君） 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（いすれも内閣提出）

○副議長（重政庸徳君） 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案は可決せられました。

（いすれも内閣提出）

○副議長（重政庸徳君） 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（いすれも内閣提出）

○副議長（重政庸徳君） 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案は可決せられました。

（いすれも内閣提出）

○副議長（重政庸徳君） 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（いすれも内閣提出）

○副議長（重政庸徳君） 次に、昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立求めます。

（いすれも内閣提出）

理等に関する規定を整備しようとするものであつて妥当と認められる。

### 一、費用

この法律施行のため特に費用を要しない。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

昭和三十九年二月三日

内閣總理大臣 池田 勇人

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

会に、「及び資金の融通」を「並びに資金の融通」に改める。

第四条第一号中「会員の債務」を「会員(口)に掲げる資金については、その組合員を含む。」の債務」に改め、同号中「会員」の下に「(会員が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む。)」を加え、同号ハ中「水産業協同組合」の下に「(水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 「協会は、第四条第二項に掲げる業務を行なう場合には、前二項に規定する者の外、その業務に必要な範囲内において、協会の区域内に住所又は事業場を有する左に掲げる者であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者とすることができる。

4 「左に掲げる資金の借入人による金融機関に対する会員(口)に掲げる資金については、会員が、水産加工業協同組合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とする。)の債務の保証

イ 会員たる水産加工業協同組合がその組合員に対しその水産加工業の經營に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工業協同組合である場合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とし

ル、会員たる水産加工業を經營するため必要な資金

ハ 伊及びロに掲げるものを除く外、会員たる水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合

合連合会がその事業を行なうために必要な資金

二 前号の業務に附帯する業務 第十条中第三項を第四項とし、第

二項の次に次の二項を加える。

3 「協会は、第四条第二項に掲げる業務を行なう場合には、前二項に規定する者の外、その業務に必要な範囲内において、協会の区域内に住所又は事業場を有する左に掲げる者であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者とすることができる。

4 「左に掲げる資金の借入人による金融機関に対する会員(口)に掲げる資金については、会員が、水産加工業協同組合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とする。)の債務の保証

イ 会員たる水産加工業協同組合がその組合員に対しその水産加工業の經營に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工業協同組合である場合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とし

ル、会員たる水産加工業を經營するため必要な資金

ハ 伊及びロに掲げるものを除く外、会員たる水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合

三 水産加工業を営む個人 第二十四条第一項第一号中「若しくは漁業生産組合」を「漁業生産組合若しくは水産加工業協同組合」に、「准組合員を除く。」を「准組合員を除く。」に改める。

四 水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であつてその常時使用する従業者の数が四十人以下であるもの 第十七条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 協会が、当該会員の債務を保証していること又は当該会員に代わって債務を弁済したことにより取得した求償権を有すること。

二 当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合にはその組合員に係る債務を

三 第四十三条第二項中「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)」に、「准組合員を除く。」を「准組合員を除く。」に改め、「及び第八十七条」を、「第八十七条、第九十三条及び第九十七条に改め、同条に次の二項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫を管轄する法人(水産業協同組合を除く。)を「法人(水産業協同組合及び地方公共団体を除く。)」に改める。

四 第三十二条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

五 第三十三条の次に次の二条を加える。(役員の協会及び第三者に対する責任)

六 第三十三条の二、役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対しても連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

てした保証に係る債務を当該組合員に代わつて弁済したことにより取得した求償権を有すること。

二 前号の業務に附帯する業務 第十条中第三項を第四項とし、第

二項の次に次の二項を加える。

3 「協会は、第四条第二項に掲げる業務を行なう場合には、前二項に規定する者の外、その業務に必要な範囲内において、協会の区域内に住所又は事業場を有する左に掲げる者であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者とすることができる。

4 「左に掲げる資金の借入人による金融機関に対する会員(口)に掲げる資金については、会員が、水産加工業協同組合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とする。)の債務の保証

イ 会員たる水産加工業協同組合がその組合員に対しその水産加工業の經營に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 会員(会員が、水産加工業協同組合である場合にはその組合員を含み、漁業協同組合である場合にはその組合員とし

ル、会員たる水産加工業を經營するため必要な資金

ハ 伊及びロに掲げるものを除く外、会員たる水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合

三 水産加工業を営む個人 第二十四条第一項第一号又は第二項に規定する者に係る会員資格」に改める。

四 第六十二条第三項に次の二項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫を管轄する法人(水産業協同組合及び地方公共団体を除く。)に改める。

四 第三十二条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

五 第三十三条の次に次の二条を加える。(役員の協会及び第三者に対する責任)

六 第三十三条の二、役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対しても連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

2 役員がその職務を行なうに当たつて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

三 第三十八条第一項第六号を削る。

四 第四十二条第一号中「預金」の下に「又は定期で定める金融機関の発行する債券」を「その他主務大臣の定める有価証券」に改める。

四十三条规定第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 漁業協同組合及び水産加工業協同組合(金融機関に該当するものを除く。)

二 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

三 第四十三条第二項中「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)」に、「准組合員を除く。」を「准組合員を除く。」に改め、「及び第八十七条」を、「第八十七条、第九十三条及び第九十七条に改め、同条に次の二項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫を管轄する法人(水産業協同組合及び地方公共団体を除く。)に改める。

四 第三十二条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

五 第三十三条の次に次の二条を加える。(役員の協会及び第三者に対する責任)

六 第三十三条の二、役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対しても連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

三 第四十三条第二項中「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)」に、「准組合員を除く。」を「准組合員を除く。」に改め、「及び第八十七条」を、「第八十七条、第九十三条及び第九十七条に改め、同条に次の二項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫を管轄する法人(水産業協同組合及び地方公共団体を除く。)に改める。

四 第三十二条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

五 第三十三条の次に次の二条を加える。(役員の協会及び第三者に対する責任)

六 第三十三条の二、役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対しても連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

三 第四十三条第二項中「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合(漁業生産組合を除く。)」に、「准組合員を除く。」を「准組合員を除く。」に改め、「及び第八十七条」を、「第八十七条、第九十三条及び第九十七条に改め、同条に次の二項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫を管轄する法人(水産業協同組合及び地方公共団体を除く。)に改める。

四 第三十二条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。

五 第三十三条の次に次の二条を加える。(役員の協会及び第三者に対する責任)

六 第三十三条の二、役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対しても連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

昭和二十九年三月十三日 参議院会議録第十号 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案外一件 アジア経済研究所法の一部を改正する法律案外一件

第七十条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第二号又は第二項第一号」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

○青田源太郎君 大だいま議題となりました両法案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

す。

まず、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案は、中小漁業融資保証制度について、信用事業を行なう漁業機関に加え、漁業信用基金協会は、そ

の会員である漁業協同組合の組合員並びに会員である水産加工業協同組合及びその組合等の金融機関に対する債務

をも保証することができる」とする

とともに、協会の管理に関する規定等

を整備しようとするものであります。

言もなく、採決の結果、全会一致を

得て、報告する。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって兩案は可決せられました。

2 政府は、必要があると認めるときには、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

第十七条第一項中「理事一人」を「理事二人以内」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

次に、林業信用基金法の一部を改正する法律案は、林業信用基金に対し、政府が必要と認めるときは、予算の範囲内で追加出資することができる。とするとともに、基金の常勤の理事の定数を一人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、林業の見通し及びその振興、林業の基本的法制、林業信用基金の出資、運営、經理及び

制度について、信用事業を行なう漁業機関に加え、漁業信用基金協会は、そ

の会員である漁業協同組合の組合員並

びに会員である水産加工業協同組合及

びその組合等の金融機関に対する債務

をも保証することができる」とする

とともに、協会の管理に関する規定等

を整備しようとするものであります。

言もなく、採決の結果、全会一致を

得て、報告する。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって兩案は可決せられました。

2 政府は、必要があると認めるときには、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

第十七条第一項中「理事一人」を「理事二人以内」に改める。

言もなく、採決の結果、全会一致を

得て、報告する。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 日程第十七、アジア経済研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

法律案(内閣提出)

日程第十八、電源開発促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

内閣總理大臣 池田 勇人

アジア経済研究所法の一部を改正する法律案

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長前田久吉君。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長前田久吉君。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

この法律は、公布の日から施行する。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって兩案は可決せられました。

2 政府は、必要があると認めるときには、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

第十七条第一項中「理事一人」を「理事二人以内」に改める。

言もなく、採決の結果、全会一致を

得て、報告する。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 日程第十七、本法施行のため特に費用を要しない。

本法施行のため特に費用を要しない。

アジア経済研究所法の一部を改正する法律案

法律案(内閣提出)

国会に提出する。

昭和三十九年二月十日

内閣總理大臣 池田 勇人

アジア経済研究所法の一部を改正する法律案

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

この法律は、公布の日から施行する。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって兩案は可決せられました。

2 政府は、必要があると認めるときには、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

第十七条第一項中「理事一人」を「理事二人以内」に改める。

言もなく、採決の結果、全会一致を

得て、報告する。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 日程第十七、本法施行のため特に費用を要しない。

本法施行のため特に費用を要しない。

アジア経済研究所法の一部を改正する法律案

法律案(内閣提出)

国会に提出する。

認める。



第四条第四項中「第一項の」を削る。

第十一条第一項中「五人」を「七人」に改める。

第十二条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第十六条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第十九条に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて建設大臣に意見を提出することができる。

第三十七条第四項中「債券の債権者」の下に「及び公團に對して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行と銀行」を加え、同条中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 公團は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その債券の発行に関する事務の全部又は一部を外国の銀行又は信託会社に委託することができる。

9 外資に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十三号）第三条に規定する外國投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

第三十八条の二中「債券に係る債務」の下に「（次項の規定により保証することができる債務を除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

第三十九条に次の二項を加える。

「又は日本電信電話公社」を「日本電信電話公社又は首都高速道路公團」に、「又は日本電信電話公社」を

加え、同条に次の二項を加える。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公團が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について保証することができる。

第四十一条第二項中「第四条第一項」の下に「又は第四項」を加える。  
第五十条第一号中「及び第六項」を、第六項及び第八項に改める。

#### 附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、首都高速道路公團法第十一条第一項、第十一項第二項及び第十六条第一項の改正規定並びに次項の規定は、この法律の公布の日から起算して六月内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による首都高速道路公團法第十一条第一項の改正に伴い新たに任命される管理委員会の委員の任期は、同法第十二条第一項本文の規定にかかわらず、その任期の現に在任する他の委員の任期が終了する日までとする。

3 国際復興開発銀行からの外貨の輸出入について日本開発銀行、日本銀行又は日本開発水公團等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のよう

法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項を「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項又は首都高速道路公團法（昭和三十四年法律第二百三十三号）第三十七条第一項」に改める。

法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項を「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項又は首都高速道路公團法（昭和三十四年法律第二百三十三号）第三十七条第一項」に改める。

○北村暢君 登壇、拍手  
○北村暢君 ただいま議題となりました。た首都高速道路公團法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、首都高速道路公團が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる道を開き、この場合における同銀行の債権者としての地位の保護その他に

いて規定を整備するとともに、同公團の管理委員会の委員の定数の増加、監事の職務権限に関する規定等の整備を

以上御報告いたします。（拍手）

○副議長（重政廣徳君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

百五十七条の二の下に「所有権ノ開スル」を加え

百五十七条の二に改める。

第四十四条の二第一項中「提出シテ」の下に「所有権ニ開スル」を加え

百五十七条の二に改める。

第六十条第一項中「其登記ガ」の下に「所有権ノ登記アル不動産ノ合筆」を加え

第六十条第一項中「其登記ガ」の下に「所有権ノ登記アル不動産ノ合筆ニ因リテ所有権ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書

ルトキハ合併ニ因リテ所有権ノ登記ヲ為シタル旨ヲモ記載スルコトヲ要ス」を加え、同条第二項中「申請書

ノ合筆ノ登記ノ申請書」を「登記義務者ノ氏名、住所」を削り、「登記義務者ノ氏名、住所」を「登記義務者ノ氏名、住所」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条の二第二項中「測量図」の下に「所有権ノ登記アル土地

不動産登記法の一部を改正する法律案

右

内閣總理大臣 池田 勇人

昭和三十九年二月四日

右

不動産登記法の一部を改正する法律案

何レカ一筆ノ土地ノ所有権ノ登記ノ登記済証ヲ<sup>フ</sup>を加え、同項の次に次の一項を加える。  
第四十四条及ビ第四十四条ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス  
第八十一条ノ四に次の二項を加え  
る。

旨ヲ」の下に「先取特權、質權又ハ抵當權ニ付テハ既ニ他ノ權利ガ共ニ其權利ノ目的タル旨ノ記載アルトキヲ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ關スル權利ガ共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ」を加える。

第八十四条中「第八十二条ノ四」を「第八十二条ノ四第一項」に改める。

テ為スベキ登記ハ共同担保目録ニ  
之ヲ為スコトヲ要す。  
第九十条第四項中「第五十一条  
第三項、第六十条ノ二及ビ第六十五  
条」を「及び第六十条ノ二」に改め  
る。

第九十七条本文中「乃至」を「及ビ」に改め、同条ただし書きを削る。  
第九十八条第二項以後段として次のように加え、同条第四項を削る。  
此場合ニ於テハ第八十五条第二項ノ規定ヲ準用ス  
不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ  
第一百一条に次の一項を加える。

第一百二十二条第二項中「前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ」を「前項ノ申譜書ニハ」に改め、同条第三項を削る。  
第一百二十三条に次の三項を加え  
る。  
前項ノ申譜書ニハ前ノ登記ガ數箇ノ不動産ニ関スル権利ニ關スルモ

第八十一一条ノ四に次の二項を加え  
る。

第八十四条中「第八十一条ノ四」を  
「第八十一条ノ四第一項」に改める。

第九十三条ノ三第二項中「平面図ヲ」の下に「添附シ所有權ノ登記アル建物ノ合併ノ登記ノ申請書ニハ合併前ノ何レカ一箇ノ建物ノ所有權ノ登記ノ登記済証ヲモ」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第一百一条に次の一項を加える。  
不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ  
付キ前条第二号又ハ第三号ノ規定  
ニ從ヒテ所有權ノ登記ヲ申請スル  
場合ニ於テハ申請書ニ土地ニ付テ  
ハ地積ノ測量図及ビ土地ノ所在図

担保目録ノ添附スルコトヲ要ス此場  
合ニ於テ分割前ノ土地ニ闕スル権利  
ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スル不動産  
ニ闕スル権利ト共ニ先取特権、質権  
又ハ抵当権ノ目内タレトキハ其登记

用紙ヨリ所有権及ビ地役權ノ登記ヲ  
転写シ所有権ノ登記ガ合併シタル部  
分ノミニ閑スル旨又ハ「」を<sup>テ</sup>甲区事項  
欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併三  
因リテ其者ノ所有権ノ登記ヲ免シ旨

第四十四条及已第四十四条ノ二ノ  
規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタ  
ル場合ニ之ヲ準用ス

所ノ數ニ応ジタル共同担保目録ヲモ添附スルコトヲ要ス第八十一条ノ二第四項ノ規定ニ依リ先取特權、質權又ハ抵當權ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ前項ノ規

ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ地役権ノ登記ヲ転写シ」に、「目的タル旨」を「目的タル旨ヲ記載シテ夫々」に改め、同条第三項中「所有者又ハ」を削る。

第八十一条ノ四第一項ノ規定ハ先  
取特權、質權又ハ抵当權ノ登記ア  
ル建物ノ分割又ハ区分ノ登記ノ申  
請ニ之ヲ準用ス

定ニ準ジ共同担保目録ヲ作成スルコ  
トヲ要ス

第八十七条第一項中「前条ノ場合ニ於テハ」を「前条ノ場合ニ於テ乙地所有權ノ登記アル上地ナレトキ

四条ノ二第二項」を「第九十四条ノ二第一項本文」に改め、「甲建物」の下に「及ニ乙建物」を加え、「且所有權

外ノ権利ニ関スル登記中ニ甲地ト共ニ其權利ノ目的タル旨「」を削リ、「要ス」の下に「此場合ニ於テ所有権、先取特權、質権及び抵當権以外

ハ」に、「相当区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリ所有權及ビ」を「甲区事項欄ニ申請人ノ氏名、住所及ビ合併ニ因リテ其者ノ所有權ノ登記ヲ為ス旨

以外ノ権利三闕スル登記中ニ乙建物ト共ニ其権利ノ目的タル旨ヲ記載シ乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家屋番号及び其権利ニ付キ同一前項ノ

ノ権利ニ付テハ甲地方共ニ其権利ノ  
目的タル旨ヲ、先取特權、質権又ハ  
抵当権ニ付テハ既ニ他ノ権利方共ニ

ヲ記載シ乙区事項欄ニ甲地ノ登記用紙ヨリに、「関スル旨、」を「関スル旨ヲ記載シテ夫々一に改める。

登記アル旨ヲ記載シテ夫々」を削り、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

其權利ノ目的タル旨ノ記載アルトキ  
ヲ除キ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ  
不動産ニ關スル權利ガ共ニ其權利ノ  
目的タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス」  
を加え、同条第二項中「乙地ト」を「先  
取特權、質權及ビ抵當權以外ノ權利  
ニ付テハ乙地方」に改め、「目的タル

第八十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及ビ第二項」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。  
減失シタル土地ガ他ノ不動産ト共ニ先取権、賃権又ハ抵当権ノ目的タリシトキハ前項ノ規定ニ従ヒ

此場合ニ於テハ第八十三条第一項後段及び第三項乃至第六項ノ規定ヲ準用ス  
第九十六条ノ二第二項を次のよう  
に改める。  
第八十三条ノ規定ハ第九十四条ノ  
二第一項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

昭和三十九年三月十三日 参議院会議録第十号 不動産登記法の一部を改正する法律案

第二百一十五条第一項中「他ノ不動  
産ニ闇スル権利」表示ヲ為シ其權  
利を「共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ  
不動産ニ闇スル権利」に改め、同条  
第二項を削る。

第一百一十六条は第一項として次の  
一項を加える。

共同指揮人銘ニハ登記ノ件ヘモ申出  
特權、賃權又ハ抵當權ノ目的タル  
各不動產ニ関スル権利ノ表示ヲ為  
シ申請人又ハ之ヲ作成スル登記官  
之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス  
第一百二十六条に次の二項を加え

第百二十三條第二項ハ共同擔保目  
錄又ハ第一百二十七条第三項ノ規定  
ニ依リ送付セランマレ共同担保目

官 報 (号 外)

前項ノ規定ハ第八十一条ノ第四項  
項(第九十三条ノ第三項ニ於テ  
準用スル場合ヲ含ム)若クハ第八  
十一条ノ四第三項ノ共同担保目録  
又ハ第八百二十八条第二項ノ規定ニ  
依リ送付セラレタル共同担保目録  
ニ之ヲ準用ス

第一百二十七条を次のように改め  
る。

第一百二十七条 第百二十五条ノ規定  
ハ第八百二十三条ノ規定ニ従ヒテ登  
記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記  
ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

前項ノ登記ヲ為シタル場合ニ於テ  
前ノ登記ガ一箇ノ不動産ニ関スル  
権利ニ關スルモノナルトキハ前ノ  
登記ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他  
ノ不動産ニ關スル権利ガ共ニ担保  
ノ目的タル旨ヲ附記シ同項ノ登記

前条第三項前段ノ規定ハ前項ノ場合ニテ準用ス此場合ニ於テ第八十一条ノ四第二項後段ノ共同担保目録又ハ同条第三項ノ規定ニ依リシタル共同担保目録アルトキハ之ヲ他ノ登記所ニ送付スルコトヲ要ス  
前項ノ規定ニ依ル通知又ハ送付ヲ受ケタル登記所ハ遲滞ナク第一項ニ定メタル手続ヲ為スコトヲ要

記ヲ為シ」を「登記ヲ抹消シ」に、「他ノ不動産ニ關スル権利ニ付キ第百二十五条ノ規定ニ従ヒテ為シタル登記」を「共同担保目録」に改め、同条第三項を次のように改め、同条第二項を削る。

**1** この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。  
**2** (経過措置等)  
 この法律の施行前に不動産登記法第四十四条の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所  
 有権に関する登記の申請以外のもの

仮登記ノ抹消ノ申請アリタル場合  
ニ之ヲ準用ス

第百四十四条规定第三項中「及ビ第四  
テ準用スル第四十四条ノ規定ニ關スル  
ル書面ヲ提出シテ所有權ニ關スル事  
項を加える。」

6 前項の登記の中譯があつた場合において、その登記をしたときは、前の登記にこの法律による改正前の不動産登記法（以下「旧法」という。）第一百一十五条规定第一項又は第二百二十七条第一項の規定によりされた表示及び記載を抹消し、前の登記に旧法第一百一十五条第二項（第一百一十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定によられた記載がある場合を除き、その登記に共同担保目録に掲げた他の不動産に関する権利が共にその権利の目的である旨を附記しなければならない。

権又は抵当権の目的たる不動産に関する権利で共同担保目録に記載されていないものを表示した上同担保目録を添附しなければならない。この場合には、新法第百二十三条第四項前段の規定を準用す

ないものがある場合において、この法律の施行後に同一の債権について他の一個又は数個の不動産に関する権利を目的とする先取権、質権又は抵当権の保存又は譲り受けの登記を申請するときは、申請書に前に登記された先取権、質

数個の不動産に関する権利を目的とする先取特権、質権又は抵当権でその目的たる不動産に関する権利が共同担保目録に記載されて

項において準用する場合を含む。  
又は第八十七条第一項（第九十一条  
第一項において準用する場合を含む。）  
の規定に準じ所有権の登記をする  
ことができる。

筆文は専務者しくは四ヶの登記の申請及びその申請による登記に準用する。この場合において、附則第五項及び附則第七項中「第一百三十三条第四項前段」とあるのは「第八百一十二条ノ四第二項後段」(第九十三条ノ三第六項)において準用する場合を含む。」と、附則第七項中「第一百二十七条第三項」とあるのは「第一百二十八条第二項」と、附則第九項中「第一百二十六条第三項」とあるのは「第一百二十六条第四項」と読み替えるものとする。

た先取特権、質権又は抵当権で、その登記に旧法第百二十五条第一項（第二百二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による他の不動産に關する権利の表示がされているものがある場合において、その不動産についてする分

9 新法第二百二十六第三項の規定  
10 は、附則第五項前段の共同担保目  
録又は附則第七項の規定により送  
付された共同担保目録に準用す  
る。

8 前項の規定により共同担保目録の送付を受けた登記所は、遅滞なく、附則第六項に定めた手続をしなければならない。

7 新法第二百二十七条第三項の規定は、附則第五項の登記をした場合において、同項後段において準用する新法第二十三条第四項前段の共同担保目録があるときに準用する。

正に伴う登記の手続に關し必要な  
経過措置は、法務省令で定める。  
(不動産登記法の一部を改正する  
等の法律の一部改正)

附則第三条第一号中「第八十三条第三項、第八十四条」を「第八十二条」  
に、「第一百七条」を「第一百五十五条から第百十七条まで」に、「第一百三十五条」  
を「第二百三十六条」に改め、同条第二号中「第八十三条第三項から第六項ま  
で、第八四条」を「第八十二条」に改め、「第一百七条、第一百十九条」を  
削り、第六十条第一項

ただし書 不動産ノ表示ニ闕スル 不動産若クハ

登記、スル登記、不動産ノ表示ニ闕スル 不動産若クハ

第六十条第一項ただし書	不動産ノ表示ニ闕スル登記、	不動産若クハ
第八十二条第一項		
第九十四条第一項	為ス場合	為シタル場合
第九十五条第一項		
第九十八条第一項		

に改め、

を削る。

13 (担保附社債信託法の一部改正)  
担保附社債信託法(明治三十八  
年法律第五十二号)の一部を次の  
ようにより改訂する。

第九十九条ノ第一項中「乃至  
第七号」を削る。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

於テハ其ノ先取特權又ハ抵當權  
ノ登記ニ闕シ既ニ共同担保目録  
アルトキ除キ登記官ハ共同担  
保目録ヲ作成スルコトヲ要ス

14 立木に関する法律(明治四十二  
年法律第二十二号)の一部を次の  
ようにより改訂する。

第十八条第二項中「及第二項」の  
下に「並ニ第二百二十七条」を加え、  
「前項」を「前二項」に改め、同条第  
一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ先取特權又ハ  
抵當權ノ登記ヲ帳写スル場合ニ

削減するとともに、共同担保目録の制

12 不動産登記法の一部を改正する  
等の法律(昭和三十五年法律第十  
四号)の一部を次のように改訂す  
る。

度を改善し、不動産の合併の場合の所  
有権の登記を簡明化する等、不動産登  
記手続の合理化及び簡素化をはかり、  
もつて登記事務の適正迅速な処理可  
能にしようとするものであります。

議員 議長 重宗 雄三君 副議長 重政 庸徳君 出席者は左のとおり。

市川 房枝君 林 塩君 佐藤 芳男君 平島 梅大君 館 哲二君

植木 光教君 鬼木 勝利君 西郷吉之助君 新谷寅三郎君

野知 浩之君 二木 謙吾君 木内 四郎君 杉原 荒太君

渋谷 邦彦君 牛田 寛君 田中 茂穂君 小林 英三君

大竹平八郎君 青田源太郎君 北條 鶴八君 大野木秀次郎君 寺尾 豊君

森部 隆輔君 小平 芳平君 加賀山之雄君 鈴木 恭一君 西川甚五郎君 井川 伊平君

上原 正吉君 鈴木 一弘君 岩澤 忠恭君 天埜 良吉君 川上 稔哉君

鈴木 伸一君 松平 勇雄君 鈴木 八三一君 松野 孝一君 日高 広為君

岡崎 真一君 松平 勇雄君 松平 勇雄君 金丸 富夫君 鶴井 光君

和泉 覚君 岩沢 忠恭君 岩沢 忠恭君 谷口 慶吾君 山崎 齋君 山本 杉君

野田 俊作君 佐藤 尚武君 沢田 一精君 柴田 栄君 米田 正文君

太田 正孝君 佐藤 尚武君 沢田 一精君 増原 啓一君 西田 信一君

中上川アキ君 北口 龍德君 高橋 衡君 大谷藤之助君 鶴浦 鹿藏君

鈴木 一司君 沢田 一精君 増原 啓一君 吉江 勝保君 井上 清一君

源田 実君 栗原 祐莘君 增原 啓一君 加藤 武徳君

熊谷太三郎君 久保 勘一君 高橋 衡君 梶原 茂嘉君

川野 三曉君 丸茂 重貞君 増原 啓一君 吉武 恵市君

坪山 德弥君 岸田 幸雄君 増原 啓一君 草葉 隆圓君

谷村 貞治君 太田 文門君 高橋 衡君 小柳 牧衡君

豊田 雅孝君 天坊 裕彦君 林屋龟次郎君 高橋進太郎君

竹中 恒夫君 鈴木 万平君 岸田 幸雄君 有作君

迫水 久常君 石原幹市郎君 津島 寿一君

矢山 有作君 木村篤太郎君 小宮市太郎君

野々山一三君 鹿島守之助君

柳岡	秋夫君	長谷川	仁君	加瀬	完君	天田	勝正君
瀬谷	英行君			永岡	光治君	成瀬	幡治君
吉田忠三郎君				中田	吉雄君	小酒井義男君	
杉山善太郎君				藤原	道子君	中村	正雄君
大森創造君				林	虎雄君	樺	繁夫君
佐野廣君				豊瀬	楨一君	木村	喜八郎君
林田正治君				山本伊三郎君		松本	治一郎君
武内五郎君				柴谷	要君	羽生	三七君
北村暢君				前田久吉君		千葉信君	
白井勇君				森元治郎君		赤松常子君	
光村甚助君				鈴木壽君		國務大臣	
大河原一次君				伊藤顕道君		内閣総理大臣	
小林武治君				宮澤喜一君		法務大臣	
近藤信一君				戸叶武君		外務大臣	
松澤兼人君				藤田謙太郎君		大蔵大臣	
中村順造君				斎藤昇君		農林大臣	
下村定君				小山邦太郎君		通商産業大臣	
小沢久太郎君				佐多忠隆君		建設大臣	
田中一君				加藤シヅエ君		自治大臣	
秋山長造君				大倉精一君		政府委員	
阿部竹松君				林修三君			
須藤五郎君				内閣法制局長官			
渡辺勘吉君				文部政務次官			
松本賢一君				八木微雄君			
高山恒雄君				房參事官			
基政七君				宮澤弘君			
小柳勇君							
鈴木強君							
占部秀男君							
向井長年君							
岡三郎君							
龜田得治君							
阿具根登君							
予算(機第3号)							
昭和三十八年度政府関係機関補正							
内閣法制局長官							
文部政務次官							
房參事官							
宮澤弘君							
〔第七号参照〕							
審査報告書							
(特第3号)							
昭和三十八年度一般会計補正予算							
算(特第3号)は、産業投資特別会計							
計において日本輸出入銀行への追							
加出資財源を一般会計から六十億							
円受入れることに伴い、交付税及							
右の議題をもつて可決すべきものと認めた。よつて要領書を添えて、報告する。							
昭和三十九年二月十三日							
委員長 地方行政 竹中恒夫							
参議院議長重宗雄三殿							
〔参考〕							
消防組織及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案							
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添え							
て、席を変更した。							
三月十日議長において、左の通り議							
一 山高しげり君							
二 市川房枝君							
三 林塩君							



昭和三十九年三月十三日 參議院会議録第十号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円
(ただし良質紙は二十円 と同様)
発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 大蔵省印刷局
電話 東京 一八六〇 代號 一二一〇
官報
課代代代